

第2期湧水町 まち・ひと・しごと創生総合戦略



人と自然が織りなす芸術のまち

心豊かで伸びゆく美しいまち

令和2年3月
鹿児島県湧水町

目 次

【人口ビジョン編】

第1章 湧水町の現況と課題

1. 人口及び年齢区分別の人口等の状況…………… 2
2. 自然増減の状況…………… 4
3. 社会増減の状況…………… 6
4. 地域産業の状況…………… 8
5. まちの課題…………… 11

第2章 湧水町の将来人口の推計

1. 第1期総合戦略における将来人口の推計…………… 12
2. 第2期総合戦略における将来人口の推計…………… 14

【総合戦略編】

第3章 湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1. 目的・背景…………… 19
2. 第2期の総合戦略…………… 19
3. 総合戦略における施策効果の検証とPDCAサイクル…………… 23
4. 湧水町の目指すべき方向…………… 23
5. 総合戦略と他の計画との関係…………… 24
6. 計画期間…………… 24

第4章 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服…………… 25
2. 湧水町まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立…………… 25
3. 新たな視点に重点を置いた施策の推進…………… 26

第5章 総合戦略の体系

1. 基本目標…………… 28
2. 施策目標…………… 29

目標Ⅰ：「定着できる魅力ある就業・雇用を創出する」

1. 基本方針…………… 30
2. 重点項目1（基本目標と施策）…………… 30
3. 重点項目2（基本目標と施策）…………… 32
4. 重点項目3（基本目標と施策）…………… 33

目標Ⅱ：「新しいひとの流れ，移住・定住を促進する」	
1. 基本方針	35
2. 重点項目1（基本目標と施策）	36
3. 重点項目2（基本目標と施策）	38
4. 重点項目3（基本目標と施策）	39
目標Ⅲ：「結婚・出産・子育てに希望が持てる地域をつくる」	
1. 基本方針	41
2. 重点項目1（基本目標と施策）	41
3. 重点項目2（基本目標と施策）	43
目標Ⅳ：「支えあい健やかに，安心して暮らせる地域をつくる」	
1. 基本方針	44
2. 重点項目1（基本目標と施策）	44
3. 重点項目2（基本目標と施策）	46
4. 重点項目3（基本目標と施策）	47
【参考資料編】	
SDGs 関係	50
Society 5.0 関係	52

人口ビジョン編



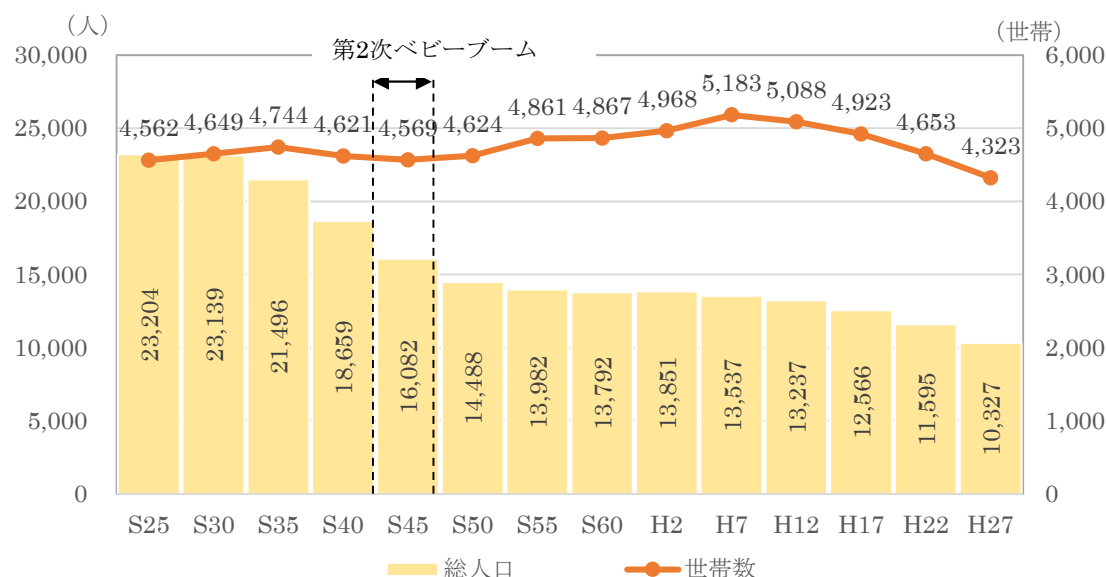
第 1 章 湧水町の現状と課題

1 人口及び年齢区分別の人口等の状況

湧水町の人口は、平成 17 年の合併以降も減少傾向が続く、平成 28 年には 1 万人を割り、令和元年の現在では、9,309 人となり、合併時に比べ 3,257 人が減少している。

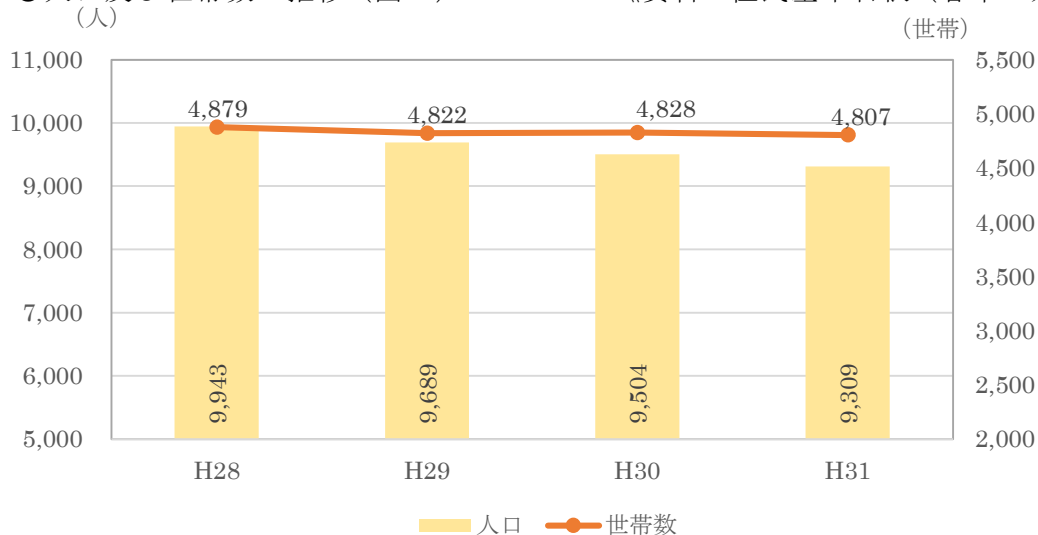
●総人口・世帯数の推移（図 1）

《資料：国勢調査》



●人口及び世帯数の推移（図 2）

《資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）》

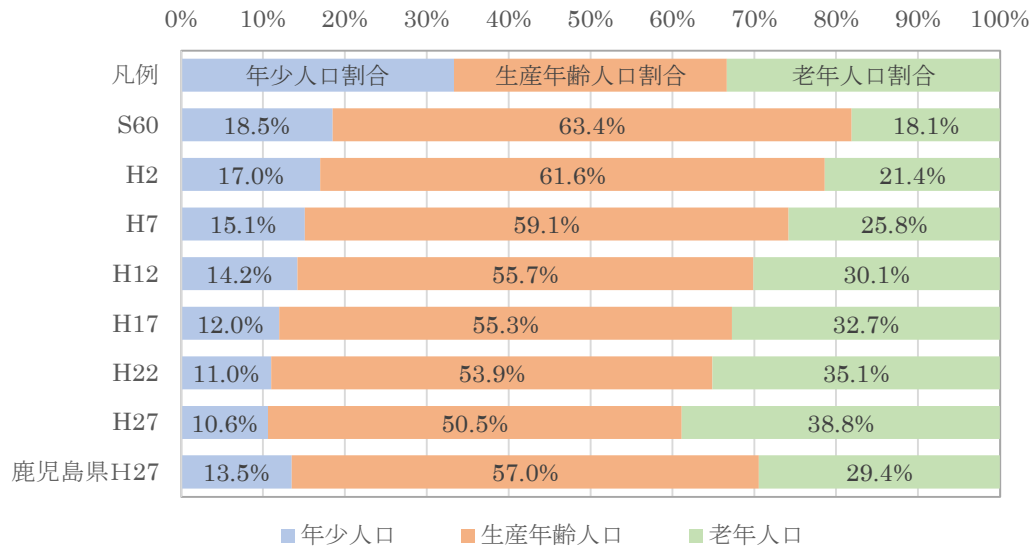


また、国勢調査の結果によると、0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、減少する一方で、平成 27 年国勢調査では 65 歳以上の高齢人口は年少人口の約 3.6 倍の割合となっている。

こうした中、世帯の推移を見てみると、人口減少が進む割合に比較し、大きな減少は見られない。これは、単身世帯や比較的少人数で構成された世帯など、いわゆる核家族化が進んでいることが推測される。

●年齢3区分別人口構成の推移（図3）

《資料：国勢調査》

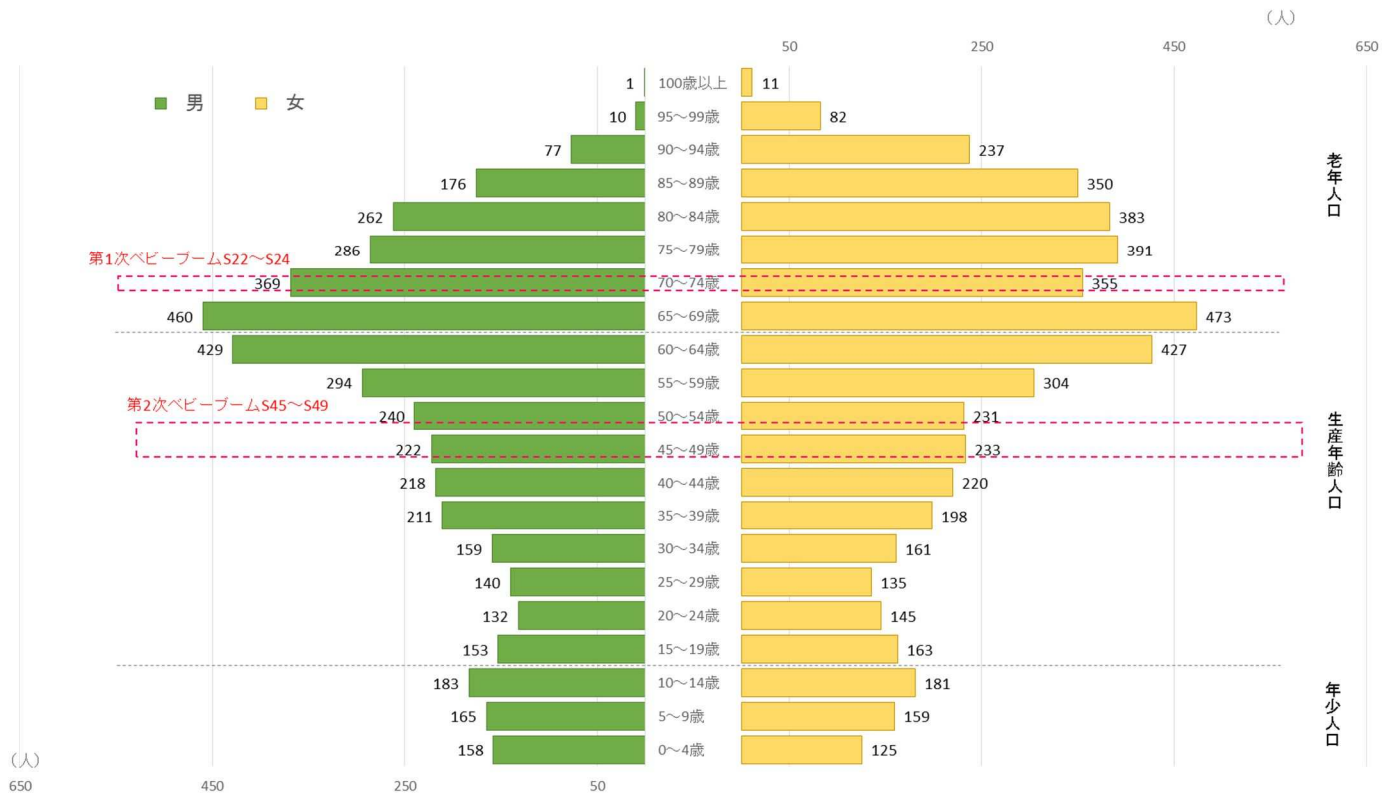


次に、5歳刻みでの人口構成を表した2019年（平成31年）の人口ピラミッドを見ると、逆ピラミッド型の人口構造が進んでいる。特に60歳から74歳の年齢層は、全体の26.9%を占めており、近年のうちに急速な高齢化が進むことが予想される。

一方で、20歳から29歳の年齢層を見ると、男女ともに少なく全体の5.9%となっており、この年代が進学、就職等による転出のため減少していることが推測される。

●人口ピラミッド（図4）

《資料：住民基本台帳（H31.4.1）》

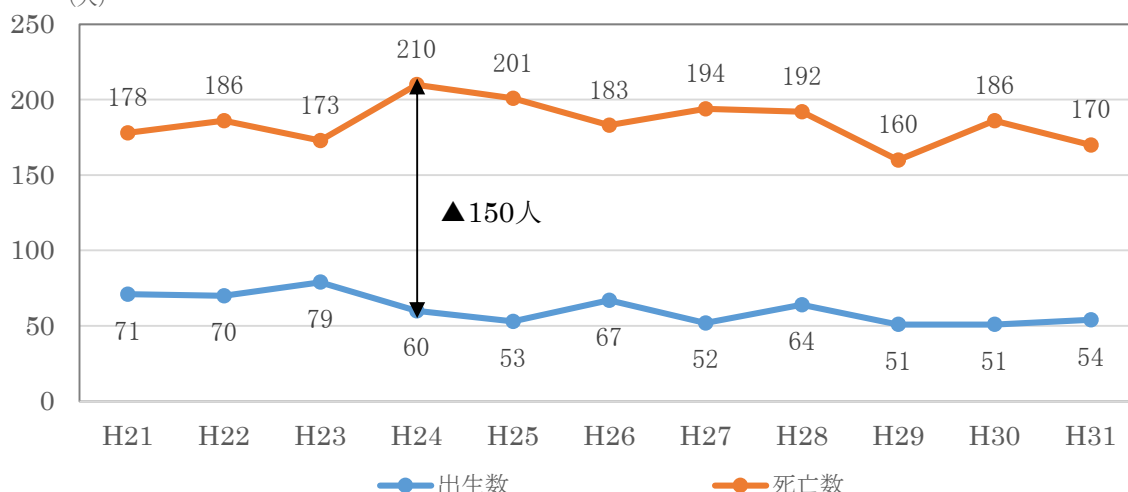


2 自然増減の状況

湧水町における出生数と死亡数（自然増減）を比較してみると、死亡者が出生数を上回っており（図5）、高齢者の割合が影響していることが推測される。また、合計特殊出生率は国・県より高くなっている（図6）ものの、出生数が伸び悩む要因としては、多くの若者が県内外へ流出し、女性の数そのものが減少している。特に25歳から39歳までの女性の減少が大きく（図7）、非婚化や晩婚化の進行（図8）などによる出生数の低下があげられる。

●自然動態の推移（図5）
（人）

《資料：住民基本台帳》



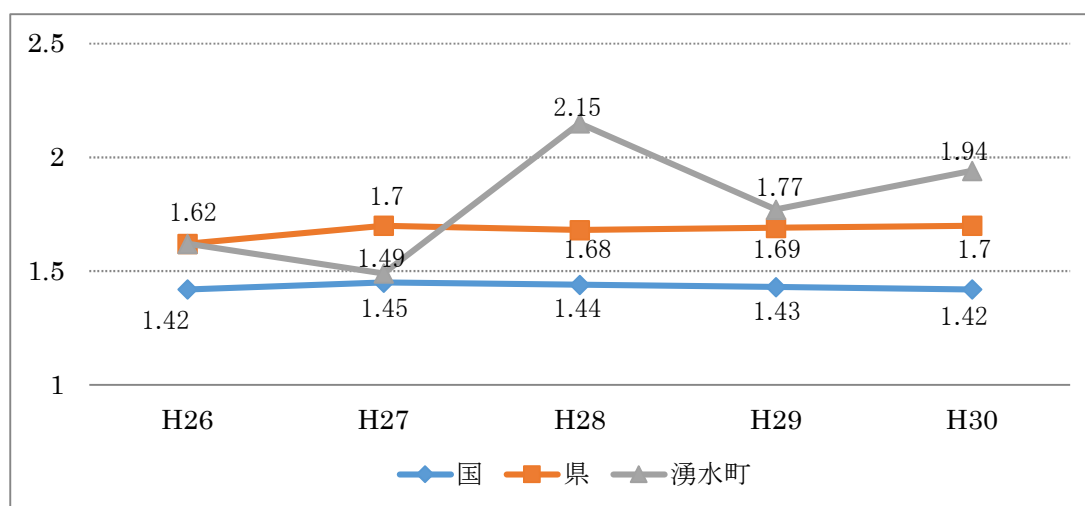
●自然動態の推移（表1）

《資料：住民基本台帳》

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
出生数	71	70	79	60	53	67	52	64	51	51	54
死亡数	178	186	173	210	201	183	194	192	160	186	170
自然増減	△ 107	△ 116	△ 94	△ 150	△ 148	△ 116	△ 142	△ 128	△ 109	△ 135	△ 116

●合計特殊出生率の推移（図6）

《資料：人口動態統計》

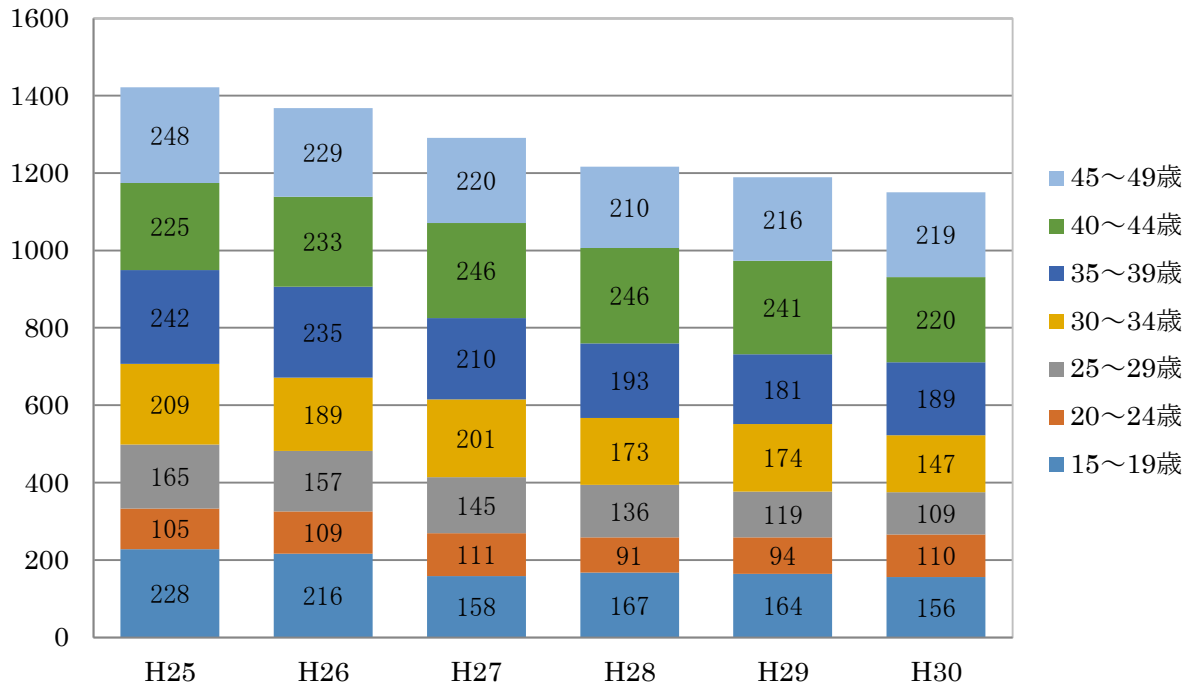


本町における平成22年から平成30年度までの合計特殊出生率の平均は、1.64人となっている。

※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

●女性数の推移（図 7）
（人）

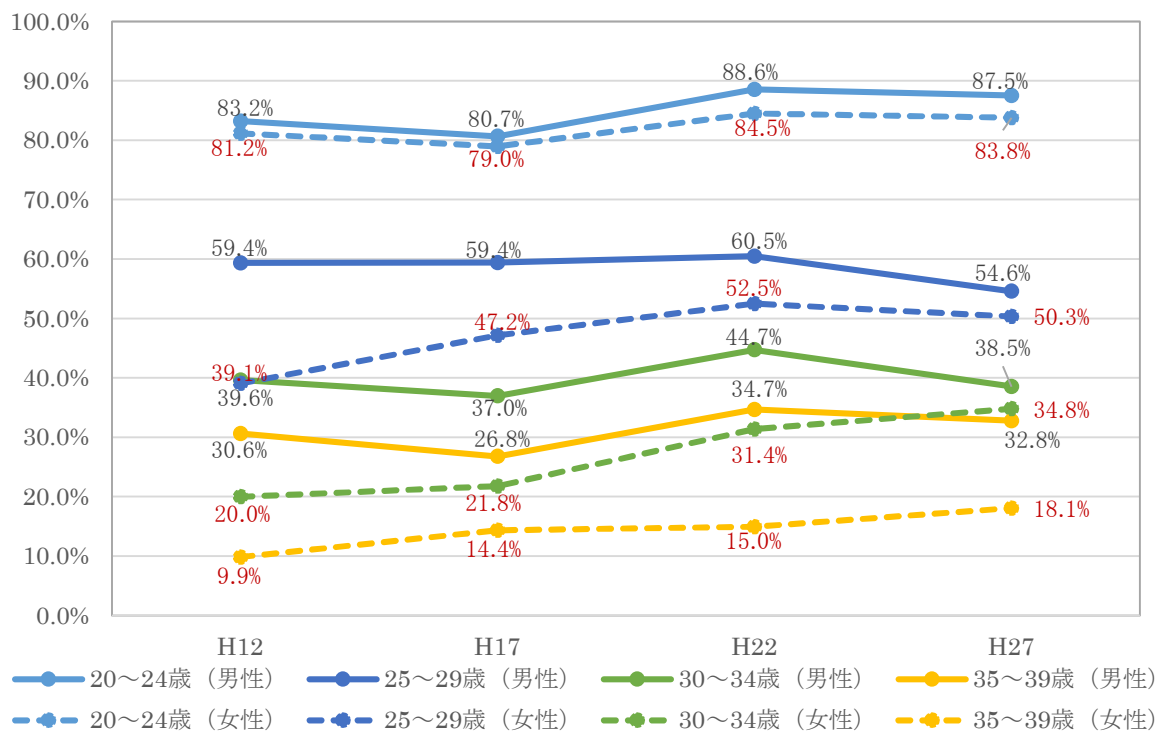
《資料：男女別推計人口》



平成 25 年と平成 30 年を比較すると 15 歳から 19 歳（△72 人）、25 歳から 39 歳（△171 人）の女性の減少が大きい。

●未婚率の推移（図 8）

《資料：国勢調査》



男性については、減少傾向にあるが、30 歳から 39 歳までの女性の未婚率が増加傾向にある。

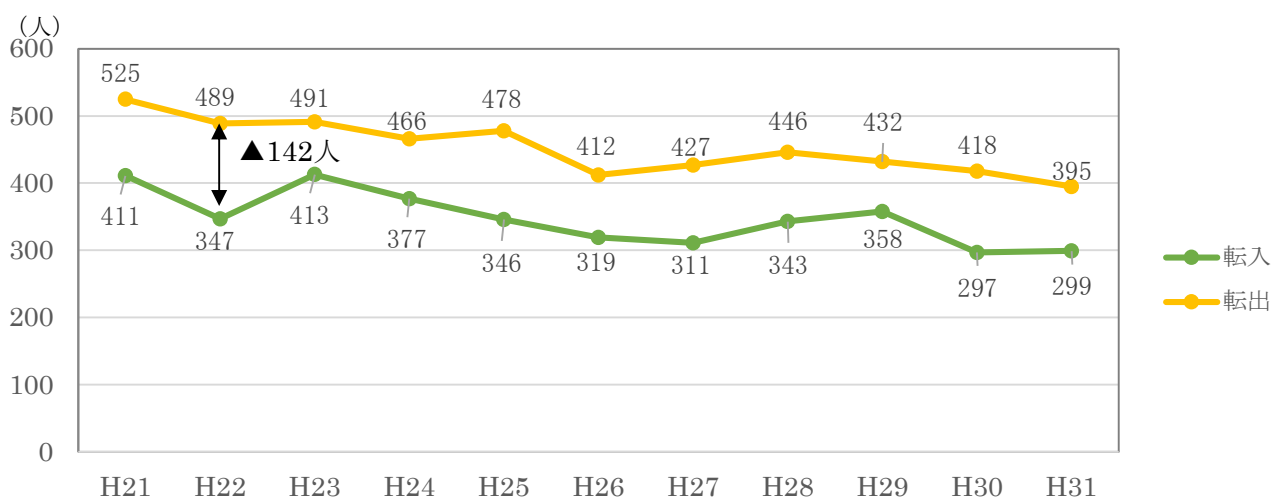
3 社会増減の状況

社会増減の状況は、図9のとおり、転出が転入を上回る社会減が続いており、年齢別の転入、転出の状況を見ると、10歳から19歳の転出が大きくなっており、進学や就職のため町外へ流出している実態がわかります。この流出を防ぐため、働く場の確保、創業支援などにより、雇用の確保を行うことが重要であると考えられます。

一方、50歳以上の年齢層では、転入が転出を上回っており、町外からのU I Jターンに起因するものと推測されます。今後においては、幅広い年齢層に対して、このU I Jターンを含めた移住促進の施策を推進していくことが、社会減による人口減少を抑制するために有効であると考えられます。

●社会動態の推移（図9）

《資料：住民基本台帳》



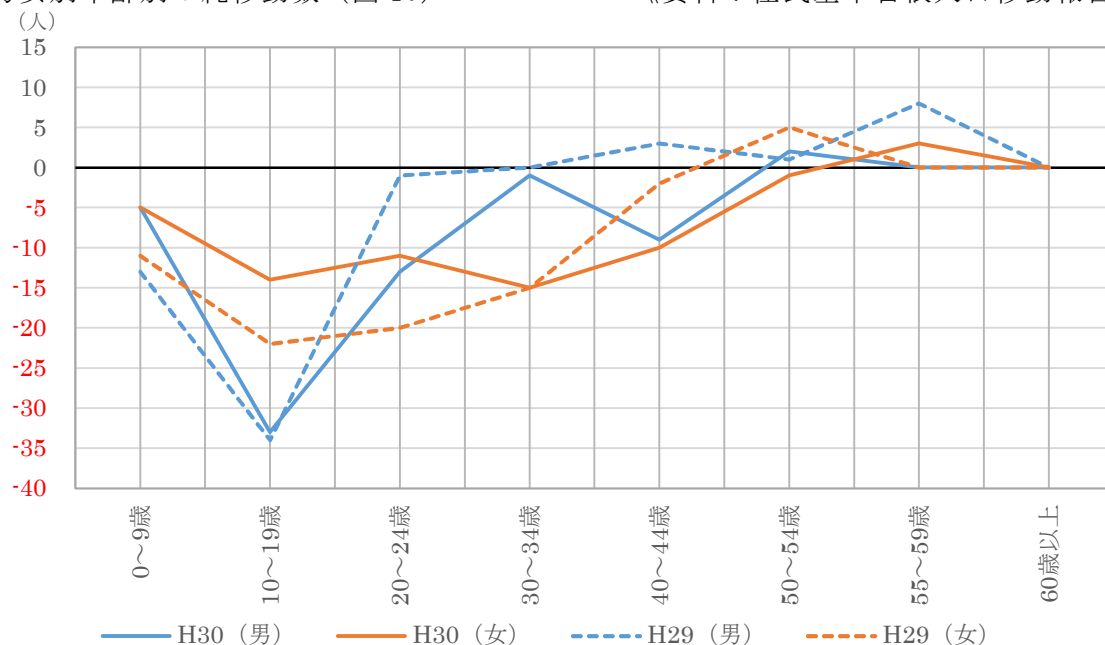
●社会動態の推移（表2）

《資料：住民基本台帳》

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
転入数	411	347	413	377	346	319	311	343	358	297	299
転出数	525	489	491	466	478	412	427	446	432	418	395
社会増減	△ 114	△ 142	△ 78	△ 89	△ 132	△ 93	△ 116	△ 103	△ 74	△ 121	△ 96

●男女別年齢別の純移動数（図10）

《資料：住民基本台帳人口移動報告》



●転入転出先の状況（表3）

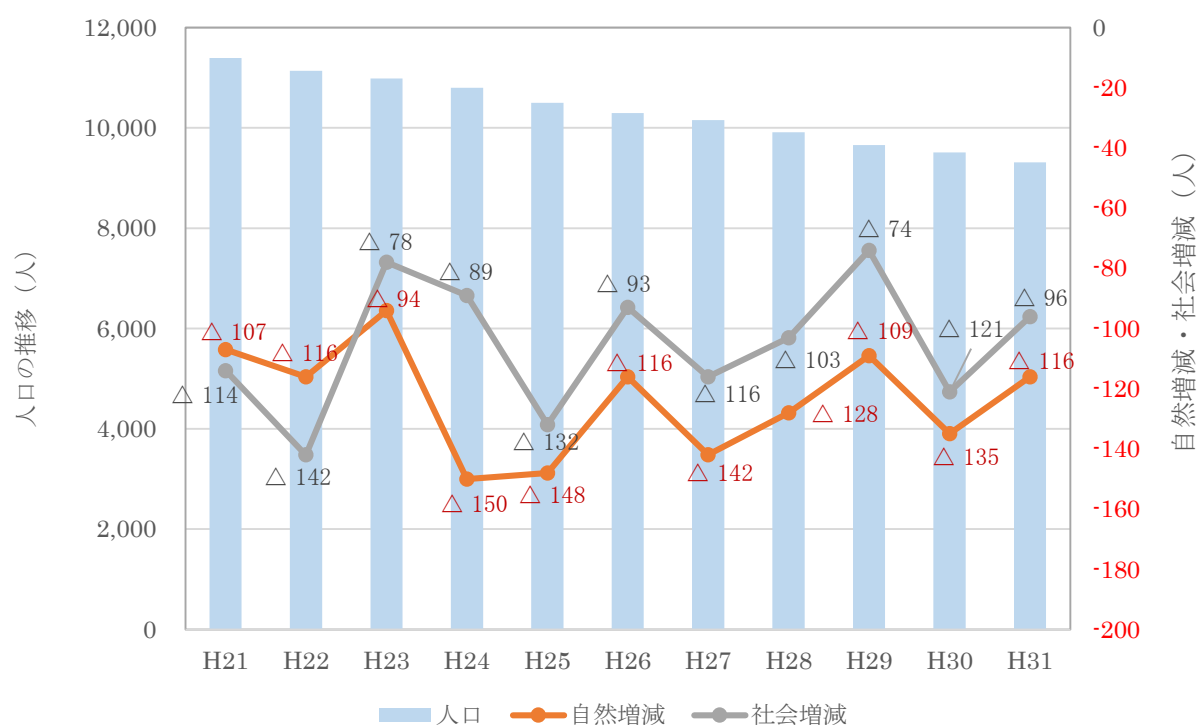
《資料：住民基本台帳人口移動報告》

	H29				H30			
	転入		転出		転入		転出	
	行政名	転入数	行政名	転出数	行政名	転入数	行政名	転出数
1位	鹿児島市	49	霧島市	94	霧島市	47	霧島市	76
2位	霧島市	41	鹿児島市	79	鹿児島市	39	姶良市	59
3位	伊佐市	21	伊佐市	35	えびの市	16	鹿児島市	40
4位	姶良市	14	姶良市	32	伊佐市	15	伊佐市	29
5位	その他	29	えびの市	12	姶良市	10	えびの市	15

湧水町の転入、転出について、多い順に整理したものが表3である。近隣である霧島市との転入、転出が多くなっている。

●人口動態の関係（図11）

《資料：住民基本台帳》



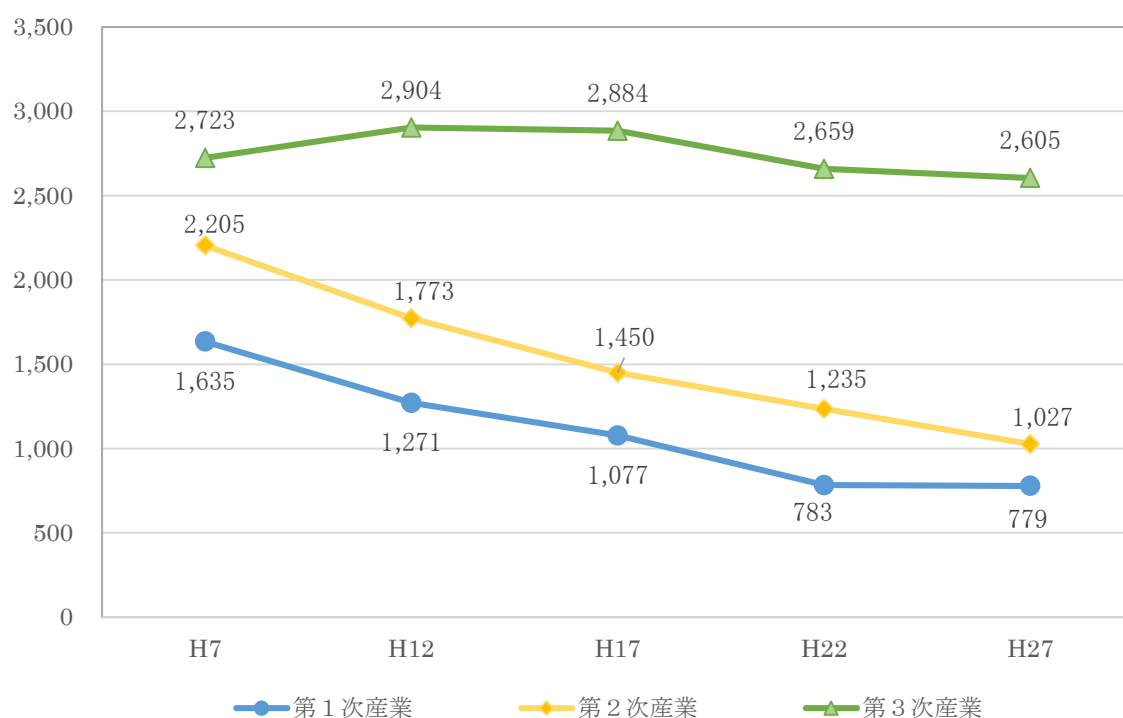
湧水町の自然増減では、平成21年度以降、毎年100人前後の自然減が続いており、平成24年や平成25年では、約150人の自然減となっている。

社会増減では、平成21年以降社会減が続いており、特に平成22年は142人の社会減である。自然増減と社会増減をみると、平成23年度以降、湧水町では自然減が社会減を上回っており、人口に対しての自然減の影響が大きいことがわかる。

4 地域産業の状況

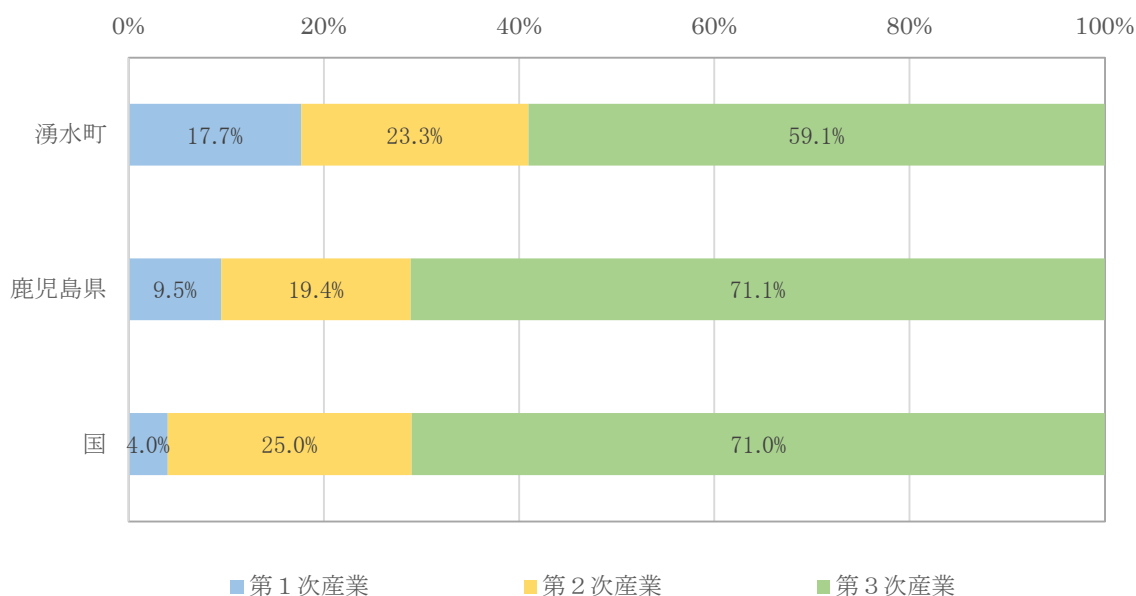
●産業別就業者の推移（図 12）
（人）

《資料：国勢調査》



●産業別就業者構成比（図 13）

《資料：H27 国勢調査》

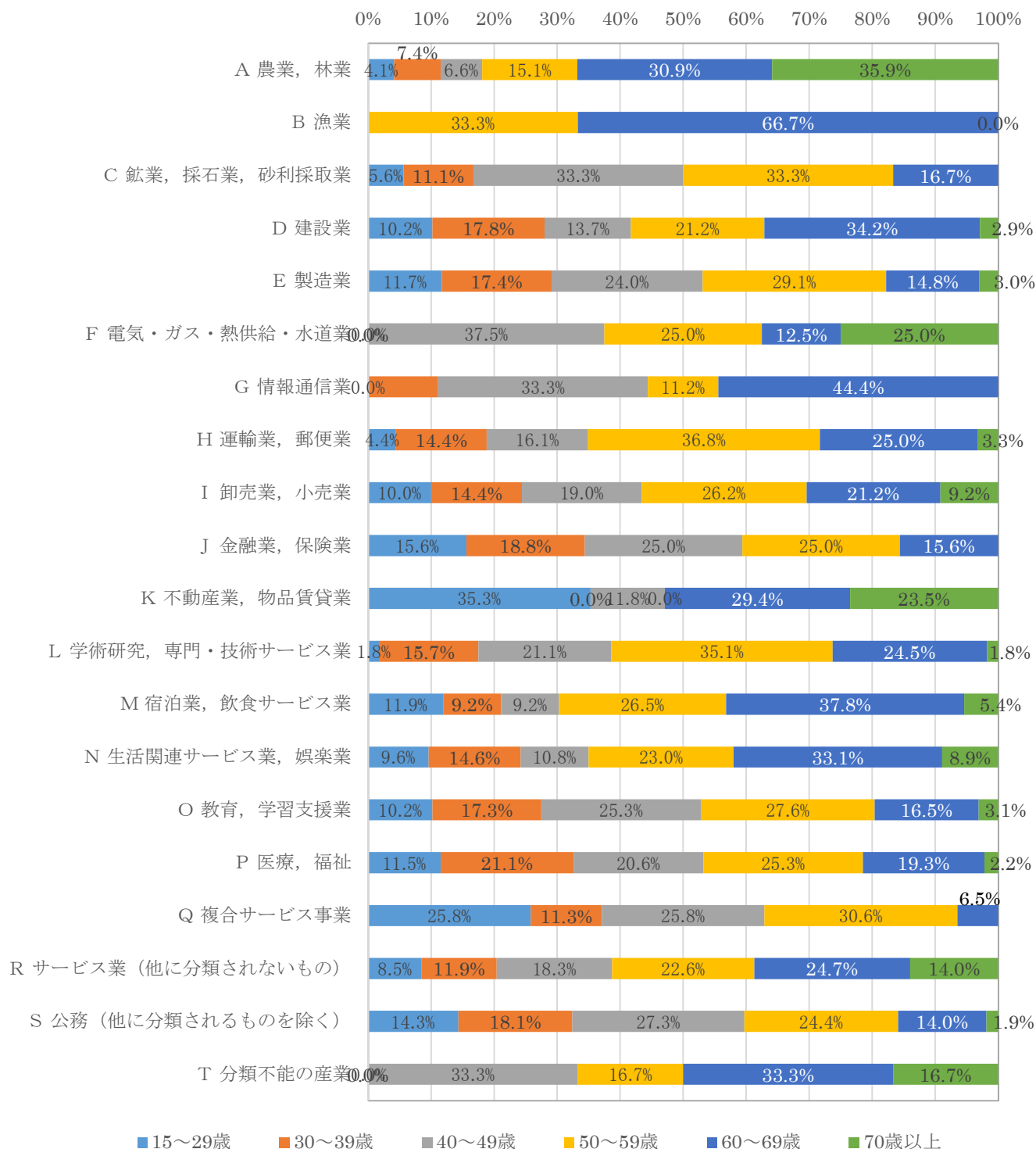


平成 27 年度国勢調査による湧水町の産業分類別就業者数を見ると、第 1 次産業が 779 人（構成比：17.7%）、第 2 次産業が 1,027 人（構成比：23.3%）、第 3 次産業が 2,605 人（構成比：59.1%）となっており、すべての産業分類が年々減少傾向にある。

また、産業別就業者構成比は、国や県と比べると逆転しており、第 1 次産業の就業者の割合が高く、第 3 次産業の就業者が低くなっている。

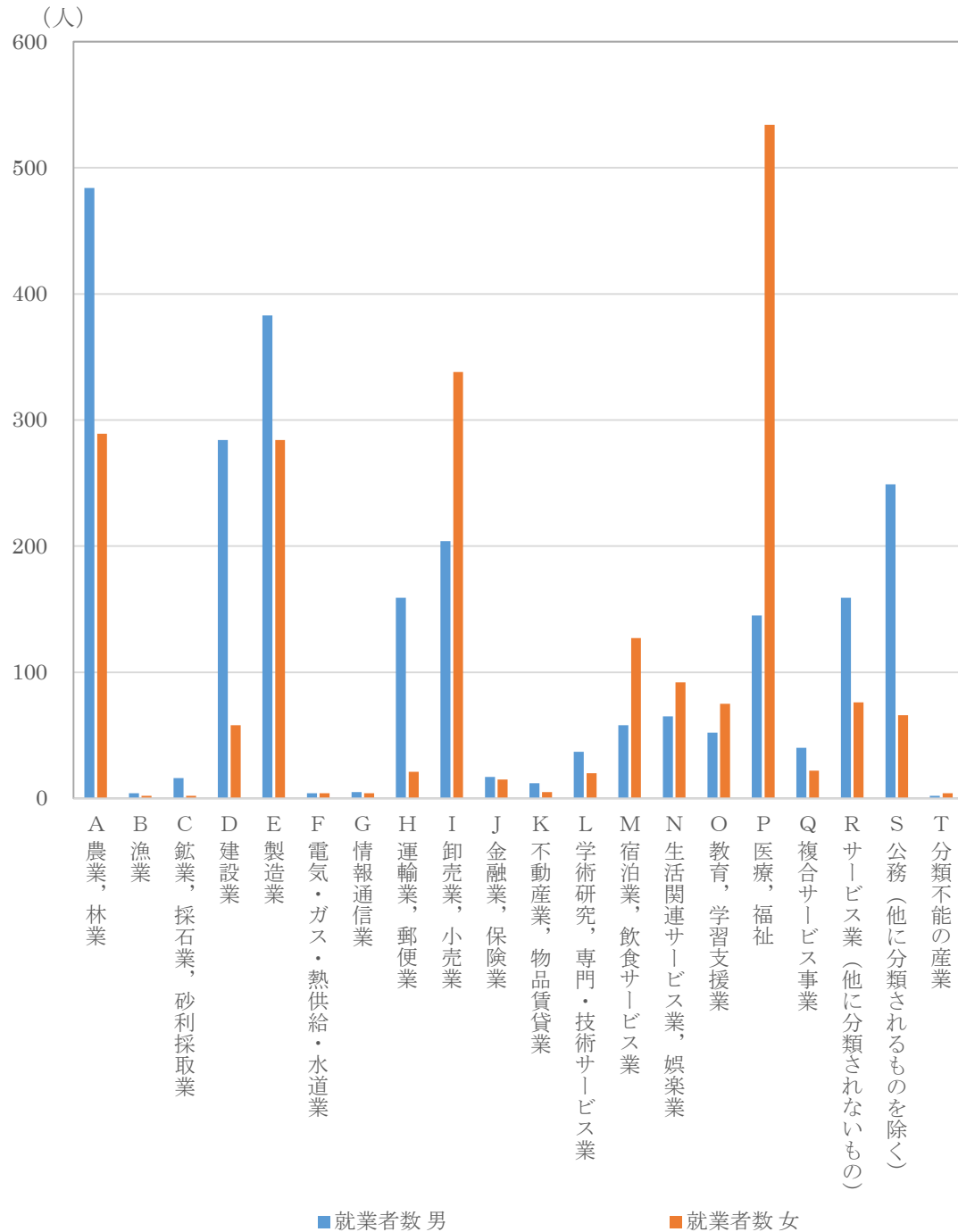
●産業別就業者構成比（図 14）

《資料：H27 国勢調査》



年齢階級別産業人口では、第1次産業である「A 農業、林業」では、70歳以上がもっとも高い割合となっており、60歳以上と合わせると6割程度となり、農林業の高齢化が深刻化している。

また、15歳から29歳までの割合はいずれも低く、町内における就業の実態がうかがえるが、最も多いのは第3次産業である「K 不動産業、物品賃貸業」となっている。



男女別産業大分類別人口をみると、男性では「A 農業，林業」や「E 製造業」が多く、女性では「P 医療，福祉」，「I 卸売業，小売業」が多くなっている。

5 まちの課題

(1)人口減少と少子高齢化の進行

湧水町の人口減少、高齢化の進行速度は速く、令和2年3月1日時点での高齢化率も43.20%と高い割合である。また、若い世代が町外に転出しないように、安心して出産・子育てのしやすい環境づくりや、湧水町に移住したいと思える環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。

(2)未婚率の増加及び晩婚化の進行

全体の未婚率は減少傾向であるが、30歳から39歳までの女性の未婚率が増加傾向となっている。より一層のめぐり合いの場の創出に努め、未婚化、晩婚化の減少に取り組む必要がある。

(3)就業者数の減少、若い人材の減少

町外に働きに出てしまう若者の増加（社会減への影響）が大きく、就業者数の減少、特に若い人材の減少の度合いが大きい。

湧水町の交通の利便性を活かした新たな企業の誘致を積極的に行い、若者が望む雇用の場の造成に取り組む必要がある。

(4)第1次産業、第2次産業の衰退

第1次産業である農業・林業の従業者と第2次産業である建設業、製造業の従事者は従事割合としては高いものの、大きく減少しており、高齢化も進行している。担い手不足への対策や、従業者数の減少に対応するための作業の負担軽減に取り組む必要がある。

また、付加価値が高い農産品への転換や、第6次産業化による農業加工品の開発など、主要産業である農業の生産拡大につながる取組みが急務である。

●第1次産業、第2次産業就業者の推移（表4）

《資料：国勢調査》

分類	第1次産業		第2次産業		
	農業、林業	漁業	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業
H7	1,629	6	30	667	1,508
H12	1,261	10	13	561	1,199
H17	1,067	10	12	460	978
H22	777	6	12	365	858
H27	773	6	18	342	667

(5)観光ポテンシャルの活用

温泉、湧水、自然、景観等の観光資源が町内に点在しているものの、うまく活用されていない状況にある。栗野岳八幡大地獄の遊歩道整備等により、交流人口の拡大と、湧水町の知名度を高める契機になることが期待されている。

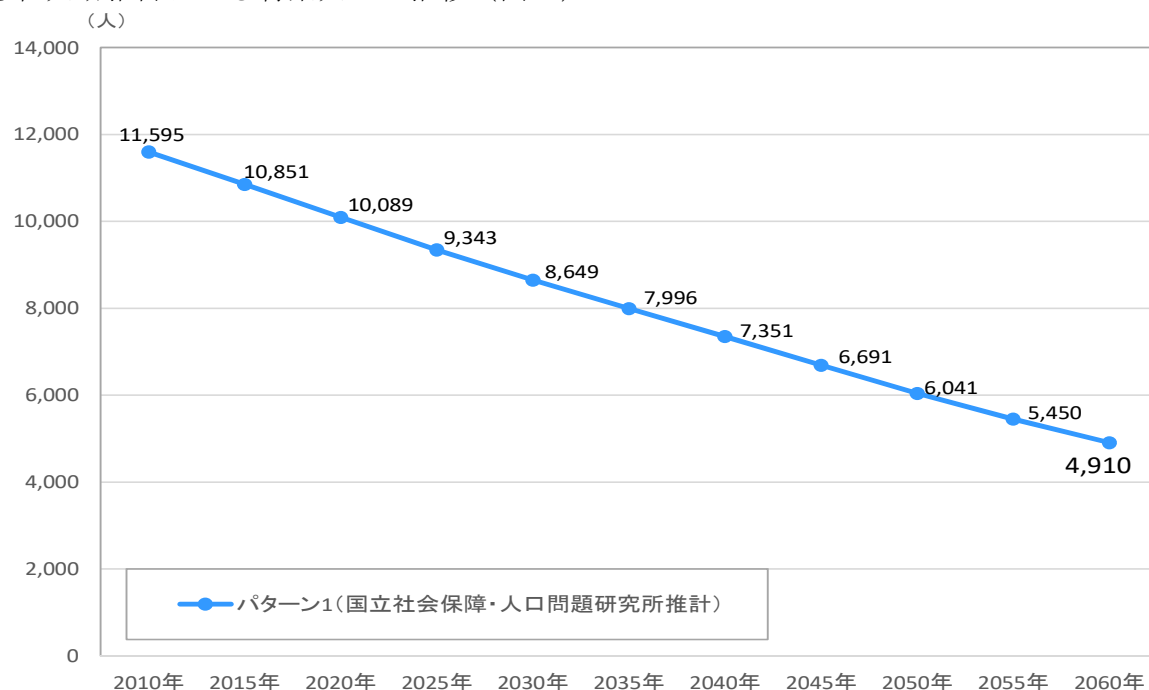
湧水町の知名度を高めることが、移住する機会を増やす効果にもつながるため、新たな観光資源の開発、観光のネットワーク化や湧水ブランドの確立、広報活動等、情報発信をさらに効率的及び広範囲に取り組む必要がある。

第2章 湧水町の将来人口の推計

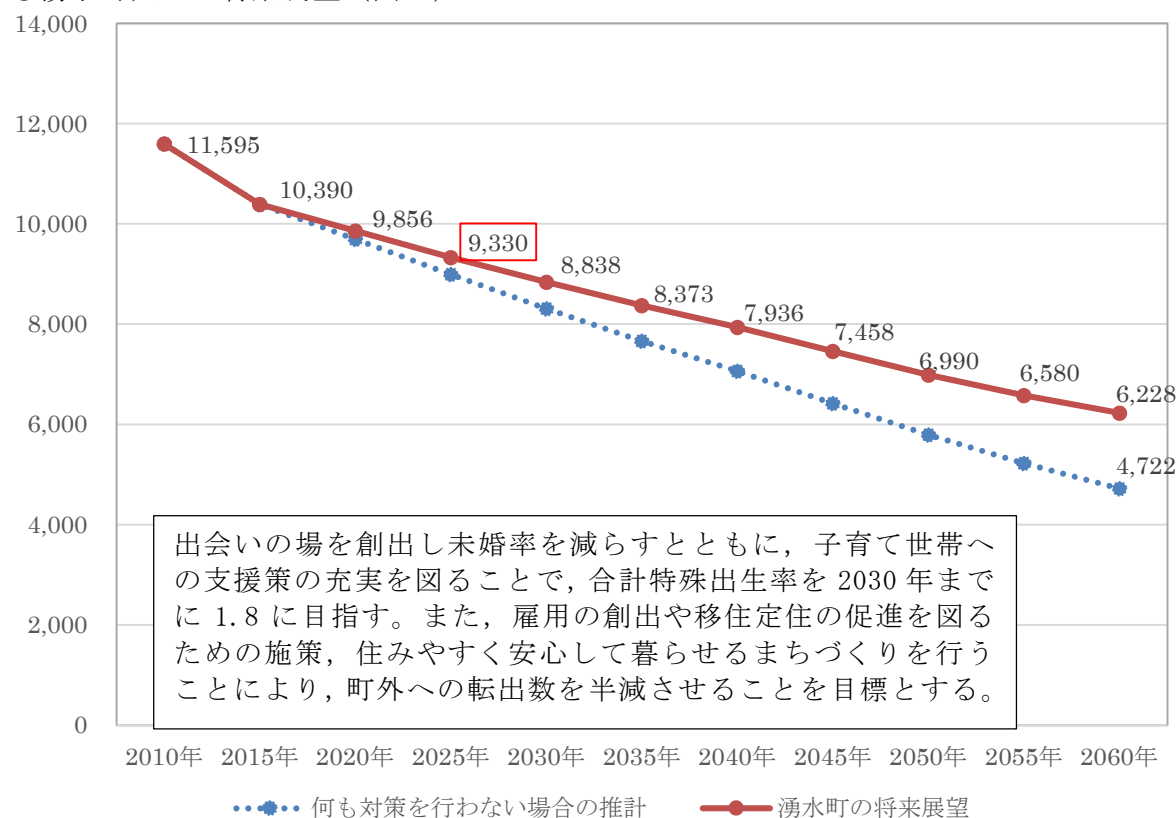
1 第1期総合戦略における将来人口の推計

湧水町総合戦略の策定に向けた基礎資料として策定した「湧水町人口ビジョン」は、国の長期ビジョンである2060年を基本として、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成24年1月に推計した「日本の将来推計人口」を基礎数値として、策定している。

●社人研推計による将来人口の推移（図1）



●湧水町人口の将来展望（図2）

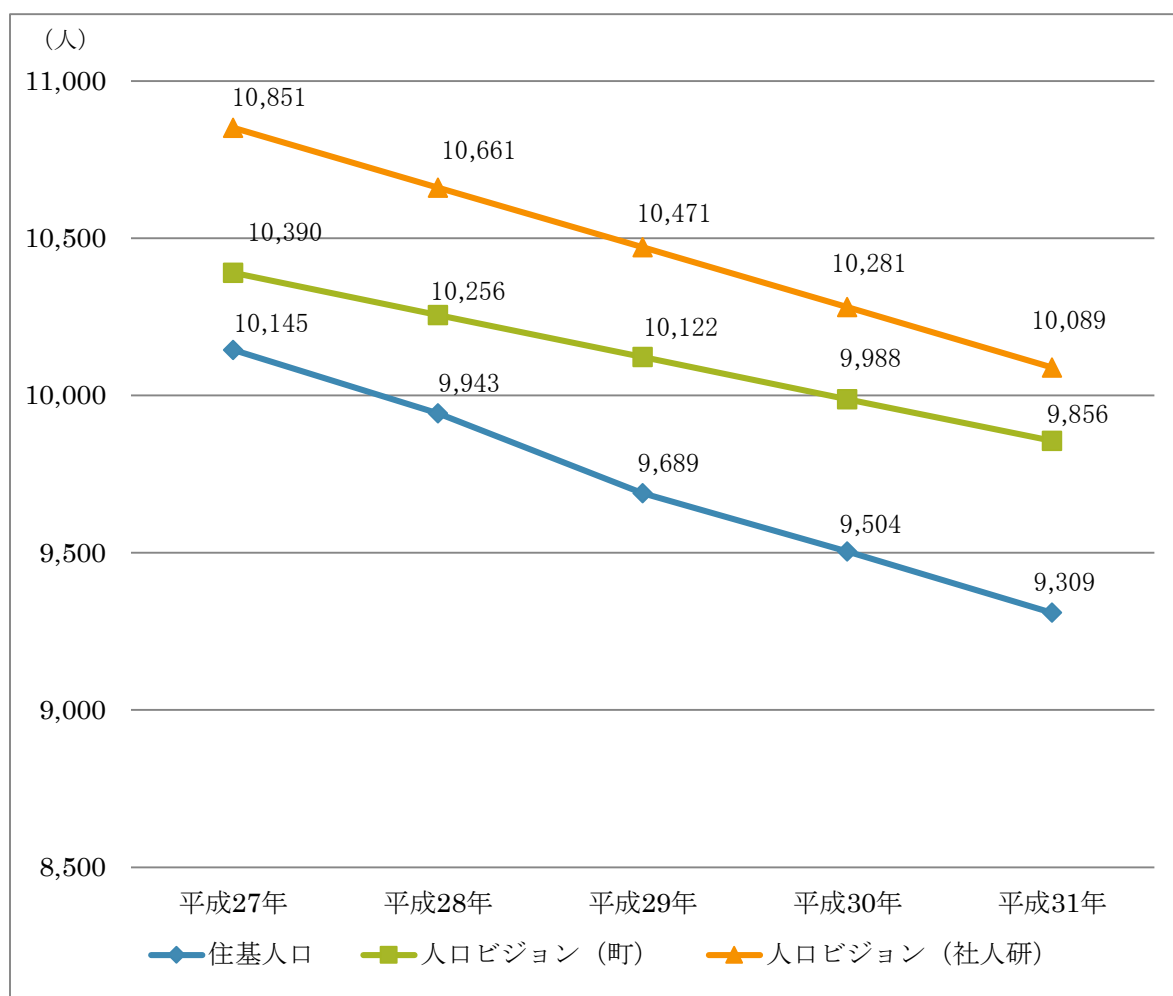


人口ビジョンは5年毎の将来人口を推計していることから、人口ビジョンとの比較に当たっては、5年間の人口増減が平均して推移するものと仮定して毎年の推計人口を比較する。

●人口ビジョンと住基人口（表1）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
住基人口(A)	10,145	9,943	9,689	9,504	9,309
町人口ビジョン(B)	10,390	10,256	10,122	9,988	9,856
人口ビジョン(社人研)	10,851	10,661	10,471	10,281	10,089
差(A-B)	△ 245	△ 313	△ 433	△ 484	△ 547

●人口ビジョンと住基人口の比較（図3）



平成27年12月に策定した湧水町人口ビジョン（社人研推計）においては、2020年人口を10,089人と推計されているが、2019年4月現在の人口は9,309人となり、780人の減少拡大が生じている。これは、図2における「湧水町人口の将来展望」として設定した2025年の人口（9,330人）に近似しており、人口減少が加速していることが明らかである。

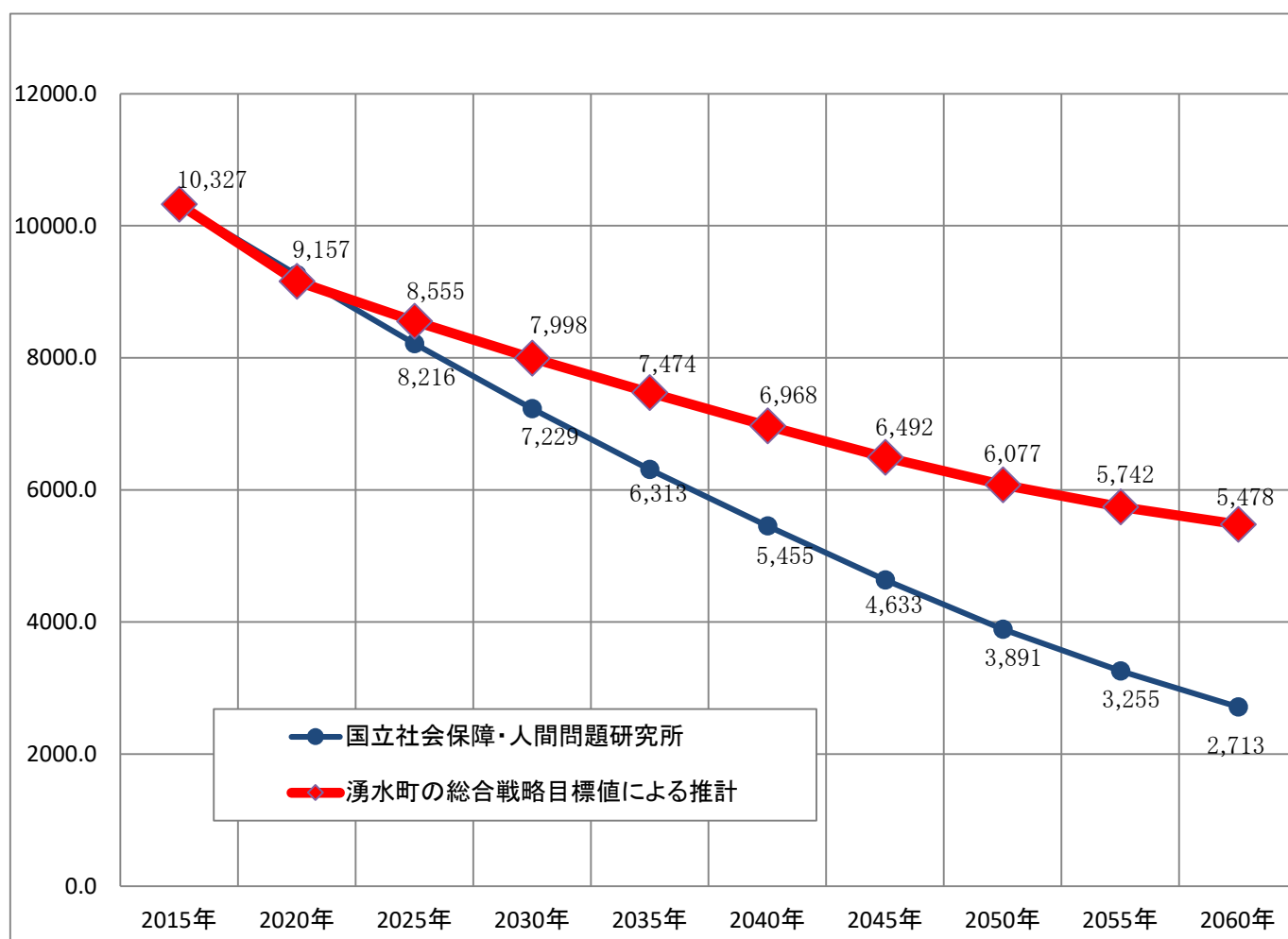
2 第2期総合戦略における将来人口の推計

湧水町の人口が今後、どのように推移していくのか、人口移動と合計特殊出生率に仮定を置き、総合戦略に位置づける各種施策の成果指標等を踏まえて、2060年の将来人口の推計を行う。

推計① 国立社会保障・人口問題研究所推計

推計② 湧水町の総合戦略目標値（出生率を5年毎に0.08ずつ向上させ、2030年までに合計特殊出生率の平均を1.8人、2060年までの各年の社会減を10%抑制する。）

●湧水町の人口の長期的推計（図4）



国立社会保障・人口問題研究所：

- 厚生労働省の機関であり、国勢調査の結果を基にした人口推計を全国規模で行っており、国が発表する将来人口の推計値は、この国立社会保障・人口問題研究所が発表しているものである。最新の人口推計は令和元年6月に公表されている。

■将来人口を推計するために設定した数値

推計①：国立社会保障・人間問題研究所

摘 要	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0 ～ 14 歳	1,098	970	823	672	538	428	338	273	224	186
15 ～ 29 歳	861	653	560	489	430	363	296	236	188	149
30 ～ 49 歳	1,999	1,708	1,346	1,033	776	610	531	464	407	343
50 ～ 64 歳	2,357	1,868	1,508	1,316	1,180	973	738	542	403	342
65 歳 以上	4,012	4,058	3,979	3,719	3,390	3,081	2,730	2,376	2,033	1,692
総数	10,327	9,258	8,216	7,229	6,313	5,455	4,633	3,891	3,255	2,713

推計②：湧水町の総合戦略目標値

摘要	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0 ～ 14 歳	1,098	951	877	830	812	807	794	788	775	752
15 ～ 29 歳	861	841	925	1,009	979	906	858	840	837	822
30 ～ 49 歳	1,999	1,593	1,389	1,200	1,147	1,182	1,245	1,293	1,245	1,179
50 ～ 64 歳	2,357	1,816	1,465	1,303	1,234	1,085	924	798	809	890
65 歳 以上	4,012	3,956	3,899	3,656	3,302	2,988	2,671	2,357	2,078	1,835
総数	10,327	9,157	8,555	7,998	7,474	6,968	6,492	6,076	5,744	5,478

国立社会保障・人口問題研究所による推計①では2020年度（令和2年）における湧水町の人口は、9,258人であり、2060年（令和42年）には2,713人となり、6,545人の減の推計となっている。

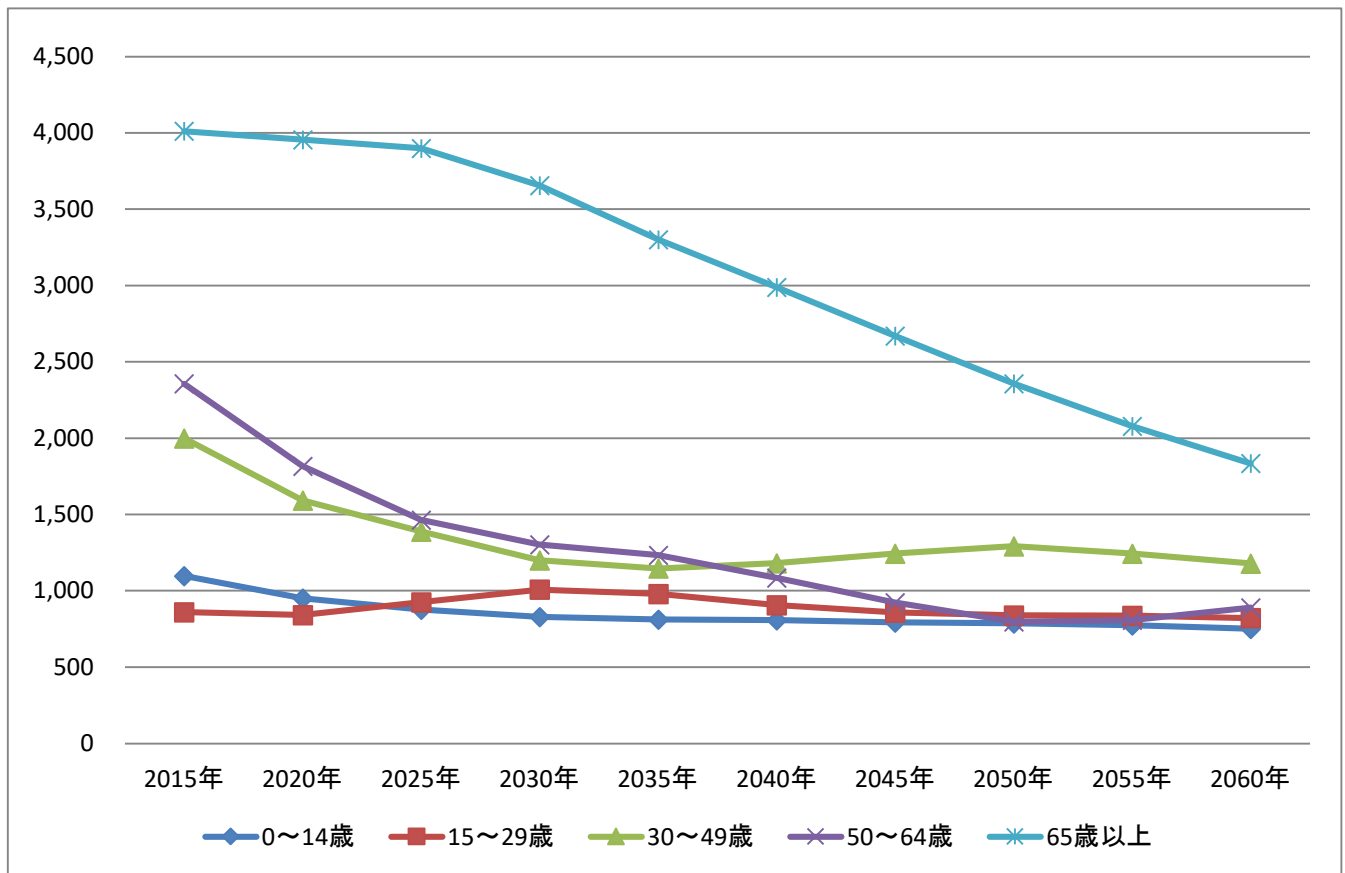
湧水町のこれまでの人口動態の状況、合計特殊出生率、若い世代の転出の増加により、第1期総合戦略の人口推計目標6.2千人の達成は厳しい状況にあり、第2期湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョン策定にあたっては、可能な限り若年層の転出抑制と出生率を向上させる施策を駆使しながら、人口維持に努める。

具体的には、合計特殊出生率の平均値を2018年までの平均1.64人から2030年までに1.8人（第1期総合戦略の目標を継承）まで向上させ、さらに若い世代の社会減を2060年までの各年において10%抑制しながら、2060年の推計人口5.4千人を目指すこととする。

摘 要	2025 年	2035 年	2060 年
湧水町推計人口	8,555	7,474	5,478
社人研推計人口	8,216	6,313	2,713
比 較	339	1,161	2,765

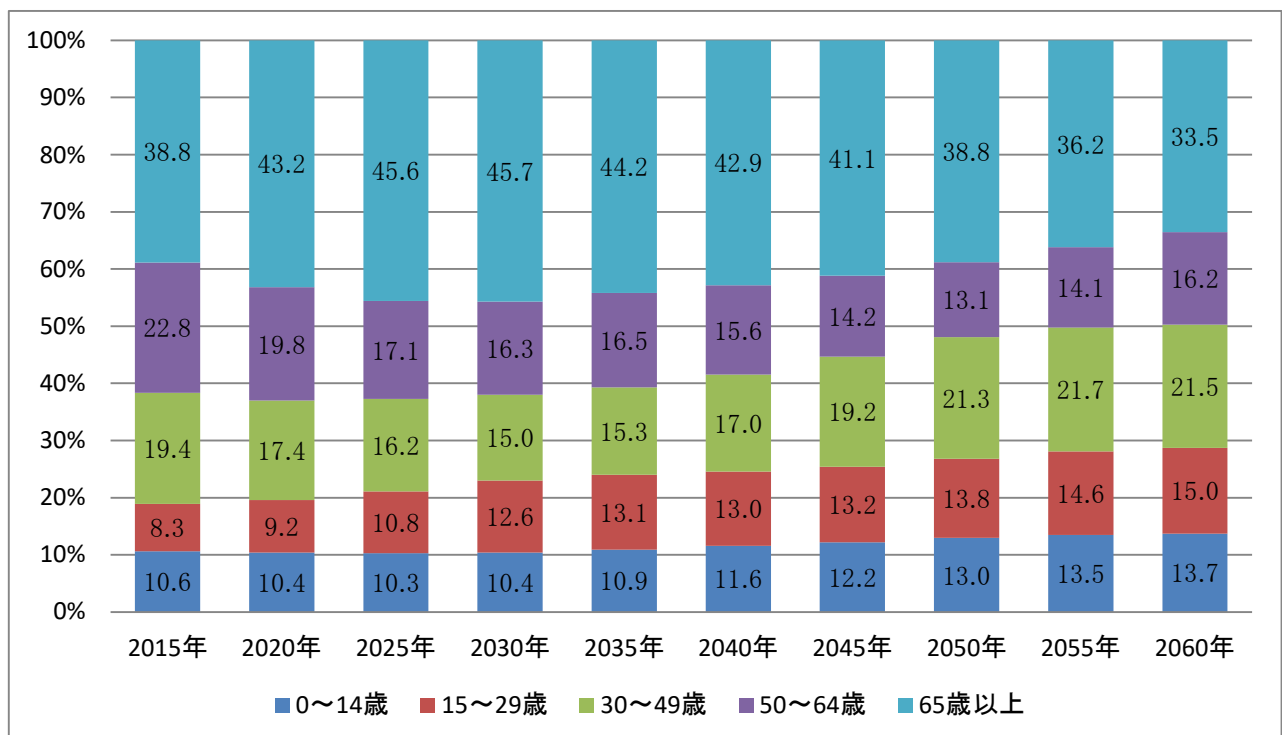
●湧水町の年齢5区分別人口の推移（図5）

《資料データ：平成27年（2015）までは国勢調査，令和2年（2020）以降は国立社会保障・人間問題研究所将来推計人口（R1.6公表）に準拠し独自に推計したもの》



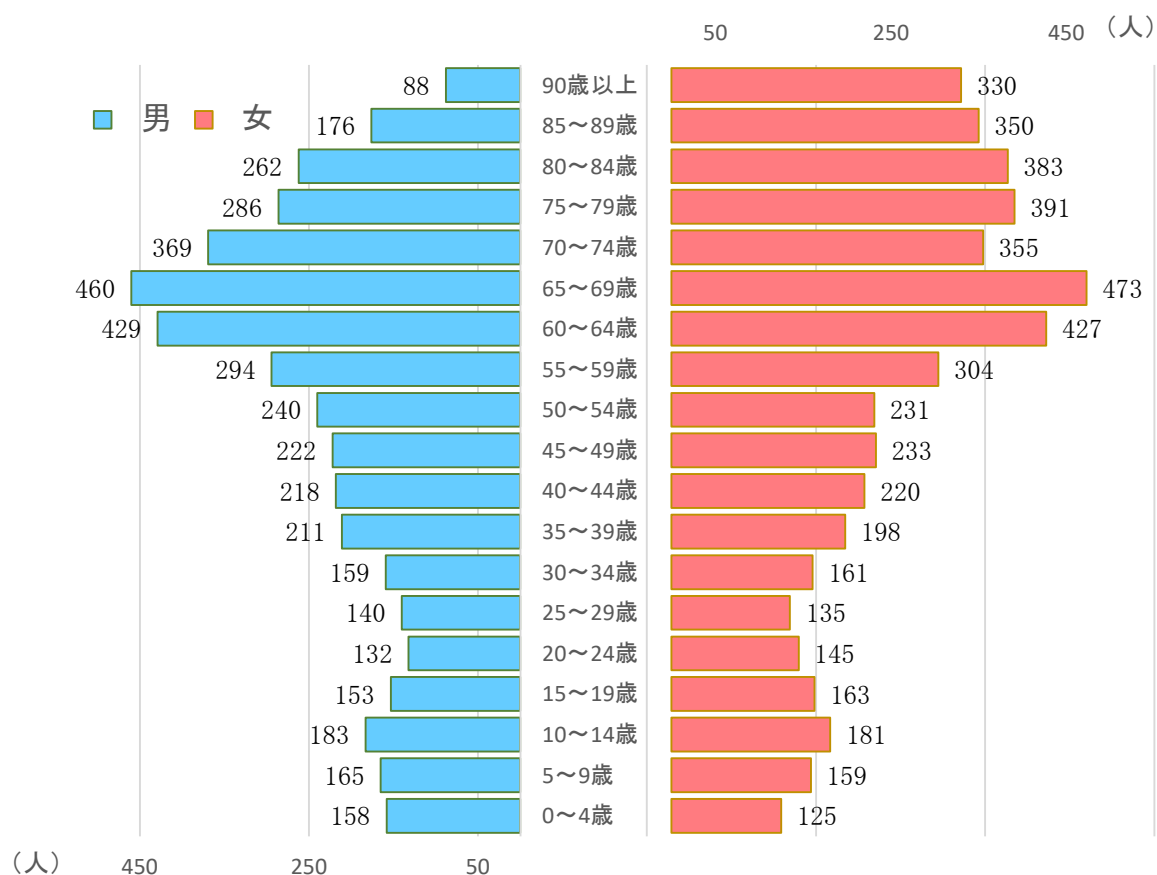
■湧水町の年齢3区分別人口の推移（図6）

《資料データ：図4に同じ》



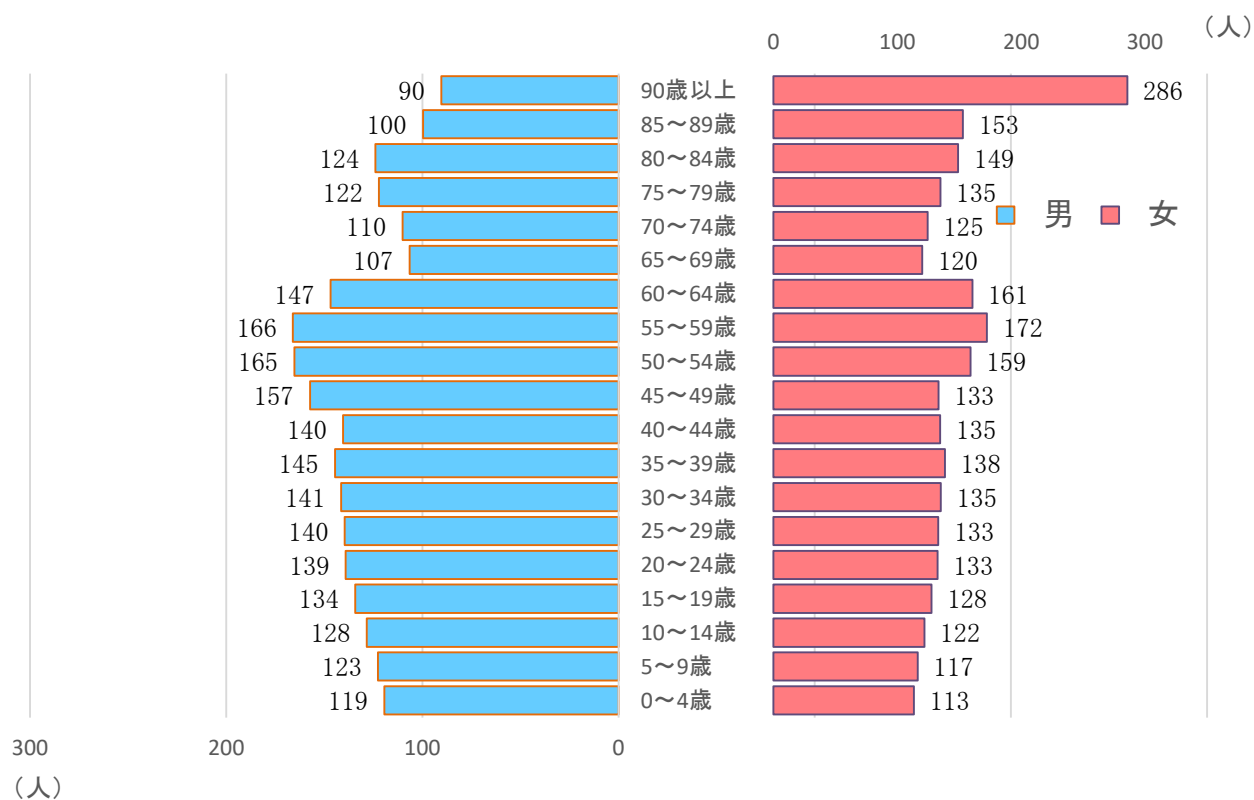
●湧水町人口ピラミッド（図7）再掲

《資料：H31.4.1 住民基本台帳》



湧水町人口ピラミッド（図8）

《資料：2060年（令和42年推計値）》



総合戦略編



第3章 湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1 目的・背景

日本の出生数・出生率は1970年代半ばから長期的に減少傾向であり、今後人口減少は加速的に進むことが予測された。地方創生は、この人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としています。

このことを受け、内閣府は、2014年（平成26年）9月、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定され、同年12月27日に50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し、日本の人口動向を分析し、将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が策定されるとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づき、5か年の目標や施策の基本的方向等をまとめた、第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。国の第1期「総合戦略」では、

「地方における安定した雇用を創出する」

「地方への新しいひとの流れをつくる」

「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

の4つを基本目標とし、取組が進められてきました。

これを基に、湧水町においても、国の第1期総合戦略とまち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、人口減少問題を克服し、将来にわたって持続可能な地域社会を維持するべく、国や鹿児島県の基本的な考え方や方針を基に、人口動向を分析し、「地方人口ビジョン」の策定に努めることとし、平成27年12月に将来展望を示す第1期の「湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

2 第2期の総合戦略

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少しています。

このため、地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し、地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じています。

この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることが懸念されます。

また、中山間地域等においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になるおそれがあります。

さらに、東京圏に人が一極集中している状態では、首都直下地震などの巨大災害による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることとなります。

以上のような人口減少や東京圏への一極集中がもたらす危機感を国と地方公共団体がしっかりと共有したうえで、「継続は力なり」という姿勢を基本にし、地方創生の目指す

べき将来に向けてさらに動きを加速させていく必要があります。

また、人口減少は、その歯止め時間に時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域をつくる必要があります。

このような中、国においては、2019年（令和元年）12月、2020年度（令和2年度）を初年度とする5か年の第2期の「総合戦略」が策定されました。

国の第2期「総合戦略」においては、

「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」

「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」

「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」

の4つの基本目標と

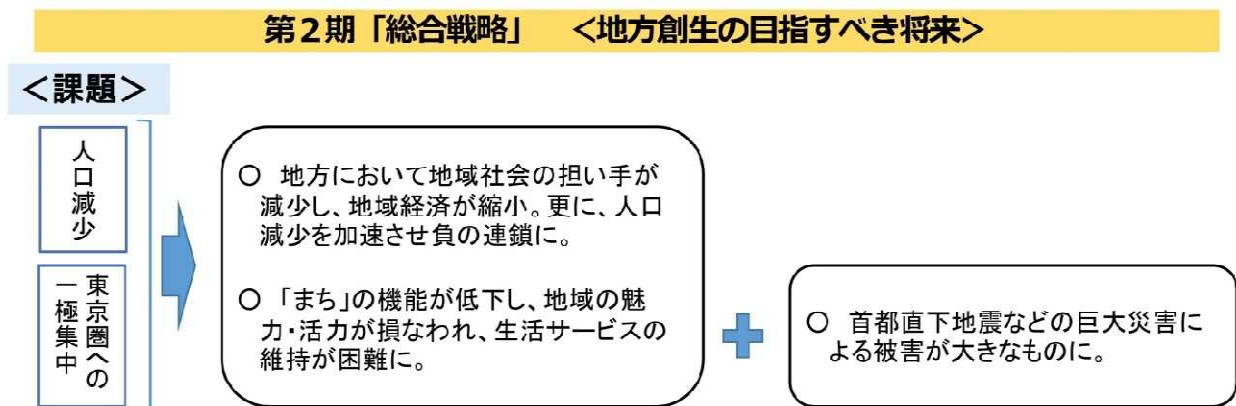
「多様な人材の活躍を推進する」

「新しい時代の流れを力にする」

の2つの横断的な目標を掲げ、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すこととしています。

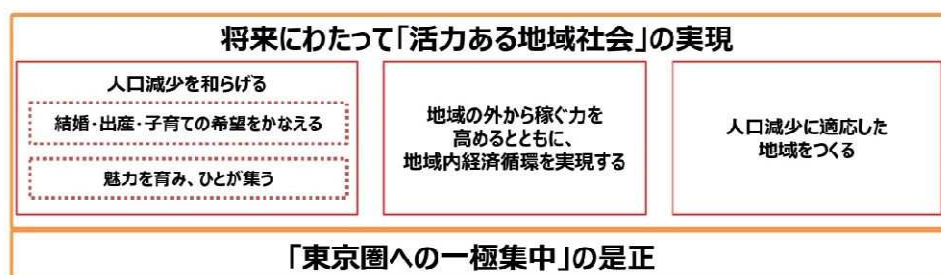
なお、本町においても、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び鹿児島県の「総合戦略」を勘案し、第2期湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

国の第2期「総合戦略」の概要



<地方創生の目指すべき将来>

⇒『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指す。



第2期「総合戦略」 <第2期「総合戦略」の政策体系>



◆: KPIの項目、目標値及び目標年度（目標年度の記載のない項目の目標年度は2024年度）

資料：まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」

鹿児島県の第2期「総合戦略」の概要

次期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子案(R2～6年度)の概要

現行総合戦略(H27～R1)の振り返り	人口動向
「目指すべき結果(評価指標)」67項目のうち、目標達成に向けて進捗:61項目(平成30年度実績) ➢ 目標を達成している主な指標 市町村の相談窓口等を通じた県外からの移住者数 目標値3,000人→3,813人 外国人延べ宿泊者数 目標値年間43万人→83万人 ➢ 政策効果が必ずしも十分に発現していない主な指標 保育所待機児童数 目標値0人→244人	本県総人口の推移 ➢ 2010年 170万6千人 ↓ (▲5万8千人) ➢ 2015年 164万8千人 ↓ (▲3万4千人) ➢ 2018年 161万4千人 社人研推計(2045年) ➢ 総人口 120万4千人 ➢ 65歳以上人口が総人口に占める割合 約2.5人に1人

策定の趣旨・背景 ➢ 現行総合戦略における取組については、一定の成果は見られたものの、人口減少傾向に歯止めがかかっていない状況。 ➢ 経済のグローバル化や技術革新の急速な進展、地域間競争の激化など、変革期にある中、現在は本県の将来にとって重要な時期。 ➢ 「かごしま未来創造ビジョン」で示す鹿児島県の目指す姿を踏まえつつ、本県のポテンシャルや可能性を最大限に生かしながら、引き続き、地方創生の取組を推進する必要がある。 ➢ これまでの取組を継続しつつ、国における第2期の新たな視点も踏まえながら、次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。	国の第2期における新たな視点 ➢ 「関係人口」の創出・拡大 ➢ Society5.0の実現に向けた技術の活用 ➢ SDGsを原動力とした地方創生 ➢ 誰もが活躍できる地域社会をつくる 等
---	---

基本目標	I 「しごと」をつくる	II 「ひと」をつくる	III 「まち」をつくる
	● 鹿児島に産業・雇用をつくる ● 第一次産業や観光など重点的な振興を図る	● 鹿児島への人の流れをつくる・人を育てる ● 鹿児島で結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる ● 誰もがどこにいても活躍できる社会をつくる	● 活力があり、安心・安全な暮らし、地域でのつながりがある、かごしまをつくる

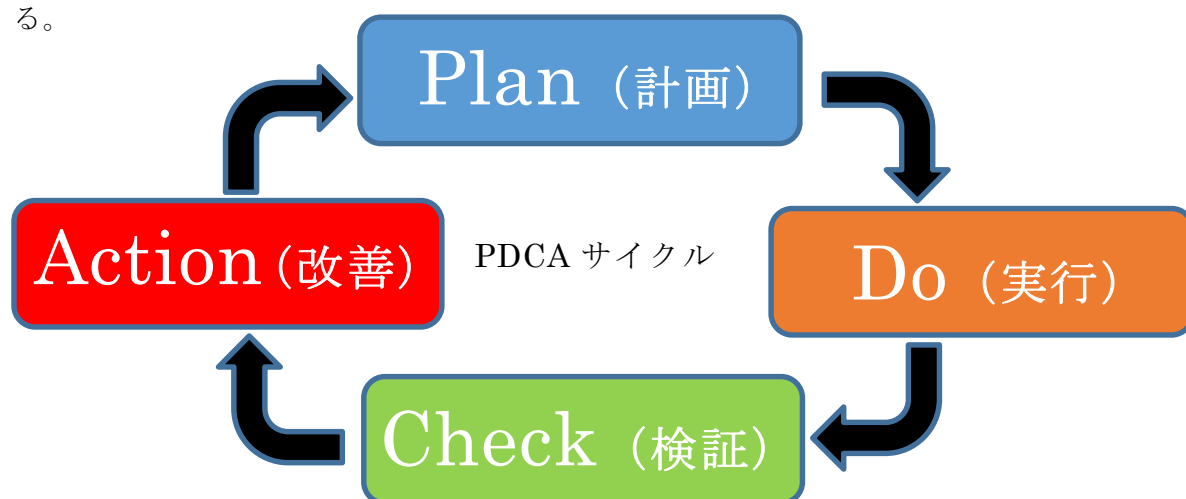
Society5.0の実現に向けた技術の活用、持続可能な開発目標(SDGs)の理念			
取組の方向と具体的な施策	◆ 働く場の創出 ① 農林水産業の競争力強化(「稼げる農林水産業」の実現) ② 観光産業の振興 ③ イノベーションの創出と競争力のある産業の振興 ④ ライフスタイルをデザインできる働き方の創出	◆ 誰もが活躍できる社会の実現、人材の確保・育成 ① 誰もが活躍できる社会づくり ② 移住・交流の促進、関係人口の創出 ③ 地域産業等を支える人材(財)の確保・育成 ④ 次世代をリードする人材の育成 ⑤ 教育環境の整備 ⑥ 高齢者が健やかで生きがいを持てる社会づくり ◆ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現 ① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり ② 安心して子育てができる社会づくり ③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり ④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	◆ 時代に合った、安心・安全で活力ある地域づくり ① 地域づくり ② 安心・安全な暮らしづくり ③ 地域間連携 ④ 地域課題の解決に向けたSociety5.0の実現 ⑤ 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり ⑥ 豊かな自然との共生と地球環境の保全

総合戦略の推進	PDCAサイクルの実施	県民との協働	市町村との連携
---------	-------------	--------	---------

3 総合戦略における施策効果の検証とPDCAサイクル

総合戦略では、施策の基本目標を設定するとともに、基本目標を実現するための具体的な各種施策について重要業績評価指標（KPI）を設定しています。

なお、設定した数値目標等を基に、実践した施策・事業の効果を外部有識者等の参画により検証し、必要に応じて総合戦略の改訂を行うことにより、PDCAサイクルを確立する。



※PDCA サイクル・・・Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の4つのサイクルによって、継続的な事業の改善を推進すること。

※KPI（重要業績評価指標）・・・Key Performance Indicatorsの省略で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

4 湧水町の目指すべき方向

湧水町においては、2060年までの人口ビジョンを踏まえ、可能な限り若年層の転出抑制と出生率を向上させる施策を駆使しながら、人口維持に努めることとし、以下の取組を強化する。

- ◇住み続けたいと魅力を感じる生活環境の整備
- ◇多くの来訪者と交流することが出来る活気があるまちづくり
- ◇若者が働きたいと思える就労の場の拡大と安定的な確保
- ◇子育て支援の充実

5 総合計画と他の計画との関係

湧水町では、平成 28 年から令和 7 年までの 10 年間の計画である「第 2 次湧水町総合振興計画」を策定している。

その中での町の将来像を「人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち」とした上で、まちづくりの基本目標を以下のとおりとしている。

第 2 次湧水町総合振興計画

まちの将来像

『人と自然が織りなす芸術のまち
心豊かで伸びゆく美しいまち』

まちづくりの理念

- ◆『住民一人ひとりの尊重』
- ◆『安心と安全の確立』
- ◆『自然の恵みの活用と継承』

まちづくりの基本目標

- 誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進
- 地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興
- 地域資源を生かして多くの人が交流し、にぎわいのあるまちづくり
- 住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備促進
- 住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進
- 住民の相互理解と融和、行政との協働によるまちづくりの推進

6 計画期間

第 2 期湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 7 年度（2025）年度までの 6 年間とする。

計画期間：令和 2 年度～令和 7 年度

第4章 基本的な考え方

1 人口減少と地域経済縮小の克服

湧水町の人口は、湧水町人口ビジョンでも示したとおり、平成17年（2005年）の合併以降、減少し続けており、人口減少は、本町経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、人材不足、景気低迷を生み出しており、事業の縮小を迫られるような状況も生じている。

こうした地域経済の縮小は、町民の経済力の低下につながり、高齢化の進展もあいまって、地域社会の様々な基盤の維持を困難とすることが考えられる。

このまま人口減少が続くと、本町も「人口減少が地域経済の縮小を招き、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥ってしまう可能性がある。

人口減少を克服し、本町地域経済の創生を成し遂げるためには、本町人口ビジョンでも掲げた「目指すべき姿」の実現を目指し、国、鹿児島県、近隣自治体をはじめ、各種団体、企業、町民とともに、危機感と問題意識を共有しながら、人口、経済、地域社会の課題に対し、一体的、持続的に取り組んでいくことが求められている。

① 若者層の人口流出の抑制・歯止め

高校卒業後の大学入学や就職等のための大都市圏等への流出を抑制し、又は活動レベルでの交流人口の持続的増大を図る必要がある。また、大学卒業時におけるU I Jターンの拡大等により人口減少の抑制・歯止めとしていく。

② 若い世代の就労・結婚・子育てなどの生活環境を快適に整備

人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通りの出会いや結婚・出産・子育て（出生率の向上）を行い、安心・安全で快適な生活ができる環境を実現していく。

③ 地域経済の創生と新たな産業の創出

本町の地理的利便性を生かすと同時に、地域資源を有効に活用し、地域内外の交流・ネットワークを広げることで、新しい地域戦略を推進する。

④ 高齢者層をはじめとした健康長寿の一層の推進

高齢者層の健康長寿化が人口減少の抑制に直接つながることから、2025年問題を見据えた介護、医療等の社会的負担の軽減対策と、働く意欲のあるシニア世代の活躍の場の創出による地域経済力、社会活力の増進を図る。

2 湧水町まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方における構造的な課題解決で重要なのが国の総合戦略でも指摘されるように負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する取り組みである。

悪循環を断ち切るには、本町の特色を活かした取り組みを進めながら、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することである。本町への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる環境を創ることが急務である。

このため、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である

とともに、一過性の政策に終止せず、「まち」、「ひと」、「しごと」の間における自立かつ持続的な好循環の確立につなげなければならない。

そのためには、本町の実態の把握と分析に基づき、各政策の相乗効果も含めて効果の検証と見直しを行い、人口減少の克服と本町の更なる創生を確実に実現するという総合戦略の目的を達成する観点から、戦略的、一体的に施策を進めながら、国の制度を積極的に活用し、これらと連携しながら推進していく必要がある。

3 新たな視点に重点を置いて施策を推進

第2期湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、4つの基本目標の実現に向け、新たに4つの視点に重点を置いた考え方や施策を横断的に推進する。

①「SDGs」（※1）を原動力とした地方創生

地方創生の更なる推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的な向上要素を最大限反映するものとする。

また実施にあたっては、地域における自律的好循環、持続可能なまちづくりを目指すものとし、政策推進の全体最適化、地域課題解決の加速化等の相乗効果を創出し、地方創生の更なる実現につなげていくとともに、女性をはじめ、高齢者・障害者等を含めたあらゆる人々の活躍を推進しながら、現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開や飛躍につながる包括的かつ基本的な取り組みとして位置づける。

②「関係人口」の創出・拡大

都市住民の将来の地方への移住願望を実現する観点から、中長期的な視点で、段階的な移住・定住を希望する者の想いを受け止め、段階的なニーズに対応した地域との多様な交流の機会を創出する。

そのためには、ライフステージに応じた多様な交流の機会を用意し、「関係人口」が地域づくりに貢献する存在として認識されるよう努めるとともに、地域住民とのより深い関わりを継続的に築く新たな仕組みづくりやその中心的な役割を担う人材の育成を推進していく。

③「Society5.0」（※2）の実現に向けた技術の活用

Society 5.0の実現に向けた「A I（人工知能）、デジタル革新、イノベーション」を最大限に活かし、湧水町まち・ひと・しごと創生の横断分野として位置付け推進していく。

Society5.0の実現に向けては、プラットフォームの整備を進め、さまざまな個別システムが仮想化・機能化され、広く活用されるように柔軟な組み合わせを検討しながら、新しい価値の創出と、ますます複雑化する社会課題に的確に対応可能なシステムづくりに努める。併せて、多様化・大容量化する情報化社会に対応するため光回線や高速モバイル通信（5G）の整備を推進する。

また、Society5.0は、単に先進的な科学技術を活かした便利な社会ということではなく、

人間中心の豊かな社会の実現も期待されていることから、様々な分野同士の融合を進め、多様な価値観を認める社会づくりにも努める。

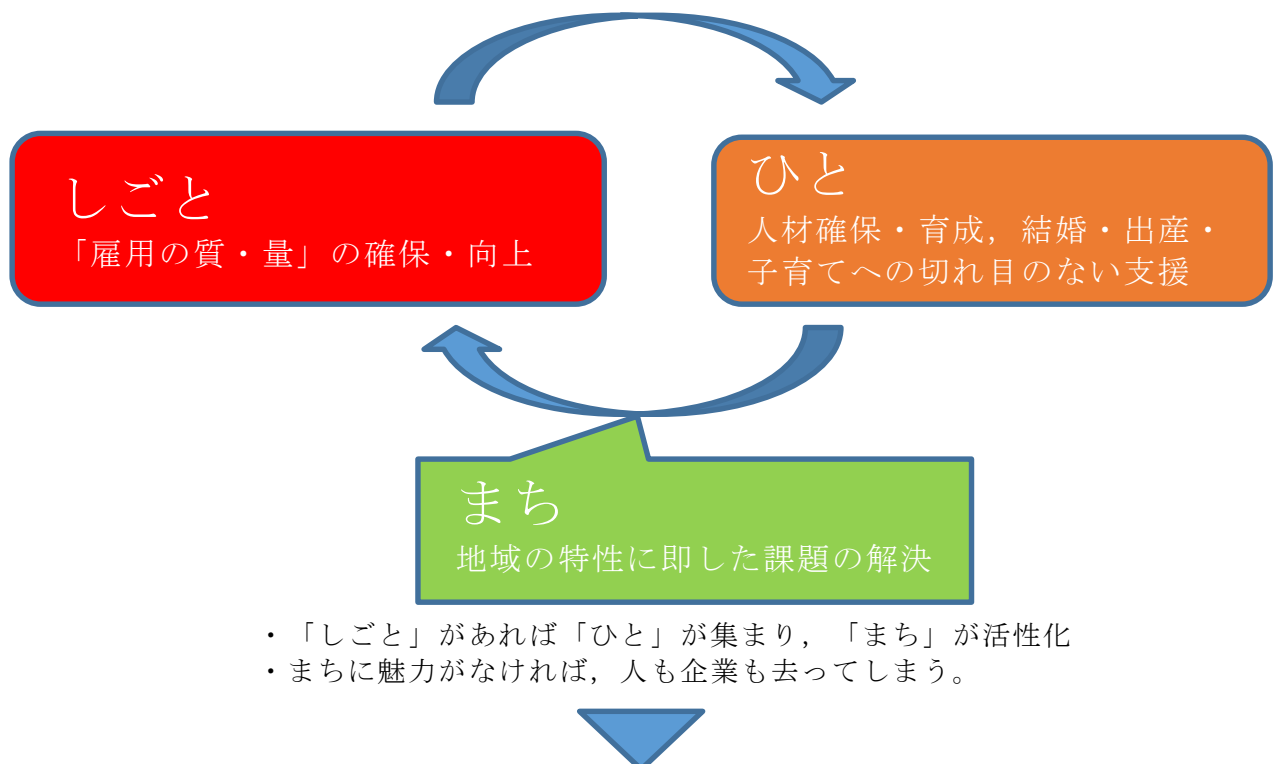
④ 民間と協働する

近年の複雑多様化した地域課題の解決に向けては、その多くが行政のみによって対応できるものではなく、民間の参画が重要と思われる。

このため、第2期湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、政策効果をより高めるため、民間を含めた多様な連携協働体制を積極的に活用し、地域課題解決を進めていく。

(※1) SDGs (エスディージーズ：英語: Sustainable Development Goals) とは、持続可能な開発のための 17 のグローバル目標と 169 のターゲット (達成基準) からなる国連の開発目標であり具体的な行動指針を言う。

(※2) Society 5.0 とは、日本が提唱する未来社会のコンセプトで、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会を言う。



SDGs における経済・社会・環境の統合的な取組による
持続可能な開発と魅力あるまちづくり

第5章 総合戦略の体系

1 基本目標

湧水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針は、「湧水町人口ビジョン」に示す目指すべき将来の方向、及び「第2次湧水町総合振興計画」におけるまちづくりの基本目標を踏まえ、以下の基本目標を定める。

国の基本目標	県の基本目標	湧水町まち・ひと・しごと総合戦略		第2次湧水町総合振興計画の基本目標
		基本目標	重点項目	
Ⅰ. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	Ⅰ. 「しごと」をつくる ・鹿児島に産業・雇用をつくる ・第1次産業や観光など重点的な振興を図る	Ⅰ. 定着できる魅力ある就業・雇用を創出する	1. 農林業振興の支援	地域で育て、地域に学び、地域に生かす教育・文化の振興
			2. 特産品の開発支援	
			3. 新規創業者に対する支援の推進	
Ⅱ. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる	Ⅱ. 「ひと」をつくる ・鹿児島への人の流れをつくる・人を育てる ・鹿児島で結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる ・誰がどこにいても活躍できる社会をつくる	Ⅱ. 新しいひととの流れ、移住・定住を促進する	1. 地域の活性化となる拠点整備の推進	住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進
			2. 観光客等との交流の推進	
			3. 夢が広がる住まいづくり・居住環境の整備	
Ⅲ. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる		Ⅲ. 結婚・出産・子育てに希望が持てる地域をつくる	1. 出産・子育て支援の充実	誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進
			2. 出会いの場の創出	
Ⅳ. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	Ⅲ. 「まち」をつくる ・活力があり、安心・安全な暮らし、地域でのつながりがある、かごしまをつくる	Ⅳ. 支えあい健やかに、安心して暮らせる地域をつくる	1. 高齢者福祉の充実	住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備促進
			2. 高齢者の社会参加の推進	
			3. 健康づくりの活動支援	

2 施策目標

戦略の実現に向けた施策展開

基本目標	重点項目		施策	備考
Ⅰ. 定着できる魅力 ある就業・雇用 を創出する	1 農林業振興の支援	1	①農林業の安定と若者の育成事業	継続
		2	②湧水町金山ネギ振興事業	継続
	2 特産品の開発支援	3	①湧水ブランド創出事業	継続
		4	②アーモンド推進事業	継続
		5	③まち魅力発信プロジェクト	継続
	3 新規創業者に対する 支援の推進	6	①中小企業支援事業	継続
		7	②中小企業雇用拡大支援事業	継続
		8	③遊休資産利用促進支援事業	継続
		9	④企業誘致の推進	新規
Ⅱ. 新しいひとの流れ、移住・定住 を促進する	1 地域の活性化となる 拠点整備の推進	10	①地域拠点（受入体制）に関する事業	継続
		11	②地域活性化事業	継続
		12	③吉松駅周辺まちづくり推進事業	継続
		13	④三色温泉情報発信事業	継続
		14	⑤カヌー競技場利用促進事業	新規
	2 観光客等との交流の 推進	15	①D & S 列車おもてなしイベント	継続
		16	②広域的な観光の推進	継続
	3 夢が広がる住まいづ くり・居住環境の整備	17	①定住促進助成事業	継続
		18	②地域おこし協力隊活用プロジェクト	継続
Ⅲ. 結婚・出産・子 育てに希望が持 てる地域をつく る	1 出産・子育て支援の 充実	19	①子育て世帯への経済的支援の充実	継続
		20	②子ども医療費助成事業	継続
		21	③高校生就学支援事業	継続
		22	④特定不妊治療支援事業	新規
	2 出会いの場の創出	23	①婚活交流の推進	継続
Ⅳ. 支えあい健やか に、安心して暮 らせる地域をつ くる	1 高齢者福祉の充実	24	①高齢者生活支援事業	継続
		25	②介護人材育成事業	継続
		26	③健康増進、介護予防地域支援員巡回・福祉拠点化事業	継続
		27	④買い物支援事業	継続
	2 高齢者の社会参加の 推進	28	①高齢者ボランティア事業	継続
		29	②高齢者と子供ふれあい事業	継続
		30	③高齢者サロン支援事業	継続
	3 健康づくりの活動 支援	31	①生活習慣病の発症と重症化予防事業	新規
		32	②健康づくりのための運動の習慣化	新規

基本目標Ⅰ：定着できる魅力ある就業・雇用を創出する

〈関連する SDGs〉



■基本方針

本町の基幹産業である農林業を充実発展させることにより、魅力ある安定した働く場の確保が期待できる。農業は、水稻と畜産の複合経営が主体であり、農業加工品の生産額が少ないため、第6次産業化による生産拡大を目指すことで、農業の所得拡大を図り、雇用の場を創出していく。更に、新規就農者の育成、後継者育成の体制整備を構築することにより、就農人口の拡大も図っていく。

今後移住される方に対する雇用の確保、若者が本町に留まることのできる就労の場の確保、或いは、商業振興に向けた取組みを支援する。

■数値目標

数値目標	基準値	目標値
雇用創出数	(R1 までの平均) 28 人	30 人
新規起業者数	(R1 までの新規事業所数) 3 人	5 人
企業立地件数	(R1 までの新規事業所数) 3 事業所	5 事業所

◆重点項目 1

農林業振興の支援

基幹産業である第一次産業の農林業が人口減少・高齢化等により後継者確保ができず、作物等の栽培面積が減少している。

また、林業においては、木材需要量に占める外材の割合が高まり、放置山林が増加している。担い手農家（林業を含む）や後継者の育成・新規就農者の確保に取り組むとともに、森林資源の培養や生産力の増進など森林経営の合理化・生産性の向上を図る。

【基本目標】

数値目標		基準値	K P I (R 7)
特産品の開発数		(R1 までの開発数) 2 品	5 品
新規就農者数		(R1 までの就業者数) 6 人	8 人
新規就農奨学金制度利用者数		(R2 新規制度) 2 人/年	10 人
金山ネギ	作付面積	(R1 までの平均作付面積) 8.1ha	9 ha
	販売額	(R1 までの平均販売額) 40,300 千円	45,000 千円

【施策】 ①農林業の安定と若者の育成事業

〈施策方針〉

農林業の衰退を抑制し発展させるには、都市部の就農希望者を募集し、農林業の担い手を確保するとともに、湧水町の自然豊かな環境・水を生かした園芸・ハウス栽培や森林資源を活かした林業の再生など農林業経営の充実と安定化のための取組を支援する。

また、農業の新規就農を目指す人材育成のため、農業大学校への就学に係る奨学金制度を創設し支援する。

【内容】

- ハウス設置に伴う財政的支援
- 作物園芸等の栽培に伴う技術指導
- 市場調査及び販路開拓の支援
- 除間伐等、森林の整備
- 担い手の育成に伴う研修等の支援
- 新規就農を目指す人材育成のため農業大学校へ就学する奨学金制度の創設

■地域住民参画・協働の取組

- 農林業後継者の育成
- 安心安全な農産物の生産
- 地産地消の推進
- 作業の効率化及び生産コストの削減
- 消費者のニーズに応えるための調査・研究

【施策】 ②湧水町金山ネギ振興事業

〈施策方針〉

湧水町の重点作物である金山ネギ（深ねぎ）の生産・販売等を支援する。

【内容】

- 学校給食の食材として地産地消の推進
- 販路等の情報提供と販路の拡大の支援

■地域住民参画・協働の取組

- 安心・安全な商品の生産
- 販売及び販路拡大の取組み
- 作業の効率化及び生産コストの削減
- 地産地消の推進

◆重点項目 2

特産品の開発支援

農林産物を中心とした地域資源の発掘，あるいは高付加価値をつけることで，湧水町ブランドを創出する。併せて，地場産業である農林業の活性化を図るとともに，6次産業化の推進及び農林業就業者や所得の向上を目指す。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I (R 7)
湧水町ブランド商品開発	(R1 までの開発数) 2 品	5 品

【施策】 ①湧水ブランド創出事業

〈施策方針〉

本町で生産可能な農産物を使用した特産品の開発を行い，独自の「地域ブランド」を創出することで，6次産業化による事業を推進する。

【内容】

- 農商工連携による特産品の開発及び販路開拓を支援
- 新商品開発のための技術修得を支援
- 特産品加工コンテスト等の取り組みを支援

■地域住民参画・協働の取組

- 地域資源を活かした新商品の開発の取組み
- 販路及び販売拡大の取組み
- 作業の効率化及び生産コストの削減
- 安心安全な農産物の生産

【施策】 ②アーモンド推進事業

〈施策方針〉

アーモンド事業の推進を行うことにより，農家が地域で安定的に収入を確保するとともに栽培農家が増え，遊休農地の解消につながる。また，新たな地域おこしとなり，果実等を活用した特産品の開発，イベントの開催，雇用の推進などの取り組みを支援する。

【内容】

- アーモンドを使用した特産品開発の取組みの支援
- 6次産業化による雇用創出の支援
- 花フェスティバルなどイベントの開催

■地域住民参画・協働の取組

- アーモンドの植栽
- 遊休地の解消

【施策】 ③まち魅力発信プロジェクト

〈施策方針〉

本町の情報発信として、「パンフレット」「観光看板」「ポスター」等に加え、インターネットなどによる情報の発信強化を図り、観光客の満足度を高めて、リピーターを増やしていく取組が必要である。そこで、町民が情報発信機能を活用するノウハウの習得講座等を行い、情報発信力の強化を図る。さらに、町ホームページを有効に活用するとともに、町農産物や畜産物に付加価値を高め、物産館等による「各種イベント情報」「食の情報」発信などを行う。

【内容】

- 町ホームページの有効活用とイベント、食の情報発信等
- 情報発信手法講座の開催

■地域住民参画・協働の取組

- 各種イベント等に参加
- 食に関する情報提供
- 新商品の生産の取組み
- 地産地消の推進

◆重点項目 3

新規創業者に対する支援の推進

本町の商業・サービス業は、長引く景気低迷に加え、周辺地域の大型店舗進出や高齢化・後継者問題などにより、事業所や店舗等が年々減少している。新たに起業する中小企業者や既存事業者等に対し、必要な支援を推進する。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I (R 7)
制度利用件数	(R1 までの利用件数) 3 件	5 件
チャレンジショップの開店	(R2 新規制度) 2 店舗/年	10 店舗

【施策】 ①中小企業支援事業

〈施策方針〉

既存事業者や起業家に対して、商工会等を通じて経営指導及びマーケティングによる事業所の安定化、掘り起し、空き店舗利用や後継者の育成の支援を行う取り組みを強化する。

【内容】

- 利子補給事業を拡大・継続し、経営指導やマーケティングに対する財政的支援
- 空店舗出店支援、事業継承支援、女性・若者・シニア企業支援、店舗等リフォーム支援

■地域住民参画・協働の取組

- 健全な経営と雇用確保

【施策】 ②中小企業雇用拡大支援事業

〈施策方針〉

町内の中小企業・事業所・農家等の事業規模拡大を支援し、雇用の増加を図るための必要な支援を行う。

【内容】

- 新規の雇用が発生した場合、店舗改修や増設等に対し財政的支援
- 農地・農機具等の取得に伴う財政的支援

■地域住民参画・協働の取組

- 健全な経営と雇用確保に努める
- 空家、空地等の情報を提供
- 地元採用、雇用確保及び就労環境の充実に努める

■施策 ③遊休資産利用促進支援事業

〈施策方針〉

高齢化・後継者不足により増加している空き店舗、空家等の利活用を図り、将来の商人を育てるチャレンジショップ等の企画を支援する。

【内容】

- 新規の雇用が発生した場合、店舗改修や増設等に対し財政的支援
- 住宅や店舗の賃貸の財政的支援
- 情報発信と観光客等の受け入れ環境を整備

■地域住民参画・協働の取組

- 空地、空家を提供
- 安心して安全な地域コミュニティの形成に努める

■施策 ④企業誘致の推進（新規）

〈施策方針〉

湧水町は、鹿児島・宮崎・熊本の県境にあり、九州自動車道や宮崎自動車道、鹿児島空港にも近く南九州の拠点と成る地理的優位性を持っているため、この地勢を広く情報発信することにより、企業誘致を行い、若い世代の働く場の確保と産業振興を推進する。

【内容】

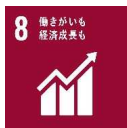
- 情報発信と企業等の受け入れ環境を整備
- 工場設置に伴う財政的支援
- 雇用促進に伴う財政的支援

■地域住民参画・協働の取組

- 地元採用、雇用確保及び就労環境の充実に努める

基本目標Ⅱ：新しいひとの流れ、移住・定住を促進する

〈関連する SDGs〉



■基本方針

本町は、霧島錦江湾国立公園に属する栗野岳、およそ 1,000 ヘクタールという九州では阿蘇について広い草原の沢原高原や木原高原、名水百選に選ばれた丸池湧水や竹中池などの湧水群、また、各地区には温泉が点在し、豊かな自然に恵まれている。

JR 肥薩線、吉都線の鉄道の分岐点及び九州縦貫自動車道栗野インターチェンジを要する交通の要衝であり、鹿児島空港も容易にアクセスできる交通の利便性を整えているが、単体としての観光スポットに留まっており、温泉についても、近隣の温泉地域に比べて、知名度が低い状況である。

更に、本町の人口減少、高齢化が進み、老年人口の割合が高くなっている。また、若者や子育て世代の流出が大きく超過している状況があり、これまで以上に空家件数の増加が想定される。

以上のようなことから本町の強みである「交通の利便性」「豊富な自然」などを活用した観光振興、広域観光ネットワーク化の形成、まちの情報発信力の強化を図り、交流人口の増加及び若者や子育て世代の流出を抑制するとともに、生産年齢人口増・移住定住や UIJ ターンなどの各ニーズに対応できるよう、定住支援、住居環境の整備に向けた取組を実施する。

■数値目標

数値目標	基準値	目標値
交流人口の増加	(R1 までの交流人口) 54,300 人	55,000 人
空家・空地バンク活用による定住人口	(R1 までの定住人口) 20 人	25 人

◆重点項目 1

地域の活性化となる拠点整備の推進

本町における観光や経済の活性化を図る拠点を整備し、歴史、人材等を活かした地域住民と観光客等の交流やにぎわいの創出を図る。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I (R 7)
体験型ツーリズム受入件数	(R1 までの受入件数) 24 件	25 件
受入世帯数	(R1 までの受入世帯数) 39 世帯	40 世帯
入湯者の増加	(R1 の入湯者数) 105,728 人	22,000 人/年
地域イベント情報発信回数	(R1 の発信数) 9 件/年	10 件/年
カヌー競技場大会等利用回数	(R1 までの利用回数平均) 45 回/年	47 回/年

【施策】 ①地域拠点（受入体制）に関する事業

〈施策方針〉

霧島山麓湧水町観光協会とグリーンツーリズム湧水との連携を図り、観光地めぐり、地域の特色を生かした滞在型・体験型ツーリズムの推進及び旅行業務取扱管理者の資格取得など観光客の受入れ体制づくりの取組を支援する。

【内容】

- 観光客の受け入れ体制及び施設の整備を支援
- 魅力ある観光商品の開発を支援

■地域住民参画・協働の取組

- 地域資源及び地域文化に対する関心を高める
- 観光商品としての開発
- 観光協会や商工会・各観光団体等との連携強化に努める
- 旅行業務取扱管理者の資格取得

【施策】 ②地域活性化事業

〈施策方針〉

都市住民との交流を促進するため、地域資源及び地域の達人や高齢者のスキルを生かしたグルメ、自然体験、スポーツ宿泊を始め、多様なイベントの実施など地域活性化に繋がる取組を支援する。また、これに必要な店舗、宿泊施設を空家の利活用により補う場合の増改築等への支援も行う。

【内容】

- 各種イベントに伴う財政的支援
- 空き家の増改築等に伴う財政的支援
- 地域開催イベントの広域的な情報発信

■地域住民参画・協働の取組

- 各イベントの開催。「停車場まつり・川添ホテルを観る夕べ・松山ホテル舞うの里・棚田ウォーク・吉松駅前竹灯籠まつり・屋台村・田舎グルメの祭典など」
- 空家情報及び空家の提供
- おもてなしの気持ちを持って観光客を迎える

【施策】 ③吉松駅周辺まちづくり推進事業

〈施策方針〉

鉄道の町として栄えた駅周辺の活気を取り戻すべく、鉄道の歴史を感じるまちの再生を行いながら、交流人口を増す取組を推進する。

【内容】

- 鉄道のまちとしての再生
 - ・「鉄道記念館」の整備
 - ・「ミニSL」運行整備
 - ・空家を活用した「鉄道模型ジオラマ館」の整備
 - ・構内を活かした列車運転体験
- 環境にやさしいまちの推進
 - ・吉松駅前に人々が、ふれあい憩う「近代的+レトロな緑地公園」の整備
 - ・日本一の構内花壇を拠点とした花いっぱい運動（オープンガーデン）の推進
- 歴史・文化・豊かな自然を生かした（資料館）観光拠点の整備
 - ・ジオラマ・映写機の整備

■地域住民参画・協働の取組

- 吉松駅前周辺の観光ガイドの提供
- 空家情報及び空家の提供
- おもてなしの気持ちを持って観光客を迎える

【施策】 ④三色温泉情報発信事業

〈施策方針〉

町内で湧出する多様な温泉の情報発信を行い、リピーターなどの集客の増を目指すための取組を支援する。

【内容】

- 温泉手形の発行・スタンプラリー等実施に伴う支援

■地域住民参画・協働の取組

- 昔ながらの風情のある温泉で、おもてなしの気持ちを持って観光客を迎える

【施策】 ⑤カヌー競技場利用促進事業（新規）

〈施策方針〉

令和2年度に開催される鹿児島国民体育大会に合わせて整備された「轟の瀬カヌー競技場」を広く情報発信を行い、カヌー競技等による交流人口の増加と地域活性化を推進する。

【内容】

- カヌー競技、リバースポーツ等、川遊びによる利用の推進

■地域住民参画・協働の取組

- おもてなしの気持ちを持って競技参加者や来場者を迎える

◆重点項目2

観光客等との交流の推進

イベントや観光等に訪れた人々に、地場製品の販売及び積極的な情報発信に努めると共に、空家などを利用した郷土料理の提供や観光客との交流推進を強化する。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I（R7）
新規観光商品の開発件数	（R1 までの開発件数）6 件	8 件
D&S 列車おもてなし回数	（R1 までの平均回数）7 回	10 回/年

【施策】 ①D&S 列車おもてなしイベント

〈施策方針〉

吉松駅に停車する D&S 列車「はやとの風」、「いさぶろう・しんぺい号」の利用者に対するおもてなしを行い、本町の情報発信と交流人口の増加に伴う取り組みを支援する。

【内容】

- おもてなしイベントの支援

※D&S 列車（デザイン&ストーリー）：特別なデザインと運行する地域に基づくストーリー、「デザインと物語のある列車」を意味しています。

■地域住民参画・協働の取組

- おもてなしの気持ちを持って観光客を迎える
- 特産品や田舎弁当等の開発
- 吉松駅前周辺の観光ガイドの提供

【施策】 ②広域的な観光の推進

〈施策方針〉

霧島地域や川内川上流地域、肥薩線、吉都線の沿線地域、県境地域等と連動した広域的な観光ネットワークの形成をはじめ、観光地の認知度を高めるための情報発信、地域資源を活かした観光商品の充実を図り、各種イベントの取り組みを支援する。

また、栗野岳八幡大地獄を新たな観光スポットとして、広く情報発信を行う。

【内容】

- J Rや民間旅行会社と共同で観光ツアーを企画
- 新たな観光ルートの商品化
- 観光地の一体的なブランドづくり

■地域住民参画・協働の取組

- ボランティアガイドの育成
- 地域独自の観光資源の開発
- 旅行業務取扱管理者の資格取得
- 森林の整備

◆重点項目 3

夢が広がる住まいづくり・居住環境の整備

本町の豊かな「水、みどり、温泉」など自然環境を活かし、子育て世代を中心に効果的に訴求し、移住者や UIJ ターン者による人口増加、地域の活性化を図るために、安全、快適な住まいづくり及び住居環境の整備を推進する。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I (R 7)
空家・空地情報発信件数	(R1 までの発信件数) 23 件	25 件
空家の利活用件数	(R1 までの活用件数) 23 件	25 件
地域おこし協力隊の登用	(R1 までの登用数) 3 人	5 人

【施策】 ①定住促進助成事業

〈施策方針〉

豊かな自然と住みよい環境づくりによる居住環境整備の支援及び起業や地域貢献活動を志す若者を呼び込むための取り組みを強化し、移住者のための住宅の確保を図る。

【内容】

- 空家の改築等に伴う財政的支援
- 移住・定住に関する相談・支援窓口の体制
- 移住希望者が定住するための空家情報など必要な情報を提供
- ふれあい農園、農業体験等の実施を支援

■地域住民参画・協働の取組

- 安心して暮らせる地域にとけ込みやすい環境づくり
- 空家、耕作地の適切な管理及び情報提供
- 自治会への加入、地域活動への参加など良好な関係づくり

【施策】 ②地域おこし協力隊活用プロジェクト
〈施策方針〉 地域おこし協力隊を活用し，都市的感覚を取り入れた発想による湧水町のPRなどを行い，定住・定着を図る取組を強化する。 【内容】 ●地場産品の販売，地産地消の推進などの取り組み ●本町のPR活動等の取り組み
■地域住民参画・協働の取組
○地域おこし協力隊の活用

基本目標Ⅲ：結婚・出産・子育てに希望が持てる地域をつくる

〈関連する SDGs〉



■基本方針

本町においては、女性の未婚率が増加傾向であり、かつ晩婚化が進行している状況である。出会いの場の提供と、子どもの出産に関する経済的な支援が重要である。

更に、子育て世代の核家族化や共働きの増加などの変化に対応して、子育てに係るニーズは拡大かつ多様化する傾向にあり、決め細やかな対応が求められている。

若者の希望の実現を図るため、出会いの場を提供し、結婚に対する支援の取組を行うとともに、次世代を担う社会の宝である子ども達が健やかに成長できるよう、また、子育てをする家庭が仕事との両立ができるよう、出産や育児に係る家庭の負担を軽減し、若い世代が出産や子育てに希望をもてる地域の実現を目指す。

■数値目標

数値目標	基準値	目標値
特殊出生率	(H22 から R1 までの合計特殊出生率平均) 1.64	1.80

◆重点項目 1

出産・子育て支援の充実

次代を担う大切な子どもの健やかな成長を願い、単に家庭の問題としてだけでなく、行政をはじめ学校、地域社会、企業など社会全体で子育てに関わっていく必要がある。若い世代が一人でも多くの子どもを安心して生み育てることができる環境整備の充実を行い、子育て環境にやさしい町として、子育て世代の転入を促進する取組を目指す。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I (R 7)
出生数の維持	(R1 までの出生数平均) 52 人	55 人/年
特定不妊治療助成件数	(R1 の助成件数) 3 件	5 件/年
ファミリーサポートセンター 利用件数	922 件	950 件/年
対象児童等の医療費助成件数	(R1 までの利用件数平均) 450 件	460 件
乳幼児紙おむつ支給事業利用 者	90 人/年	100 人/年
保護者の負担軽減・就学を支 援し、子育て環境にやさしい 町として、転出を抑え、子育 て世代の転入を促進する。	(R1 までの転入世帯平均) 10 世帯 (R1 までの転出世帯平均) 27 世帯	小・中校生のいる世帯の転入 増転出抑制 (転入世帯 50%増 15 世帯) (転出世帯 30%減 19 世帯)

【施策】 ①子育て世帯への経済的支援の充実

〈施策方針〉

若い世代の夫婦にとって、子育てや教育についての経済的負担は、大きな割合を占めている。結婚後の理想とする子どもの出産を経済的な制約により、断念することがないように、少子化対策の一つとして、子育てにかかる経済的負担の軽減に努める。

【内容】

- 未就学児等子育て支援に伴う財政的支援
 - ・保育料完納者に、年1月分の保育料を上半期、下半期に分けて助成
 - ・満2歳の誕生日が属する月の前月分までの乳幼児に対し、紙おむつ購入の支援
- 子育てわくわくサービス事業（ファミリーサポートセンター事業）に伴う財政的支援
 - ・少子化による子育て世帯への支援として利用料の2分の1を事業所に助成。
- 子ども預かり強化支援事業に伴う財政的支援
 - ・子育て支援に関した利用者負担軽減に対する、事業所への財政的支援。
- 子育て世帯家賃助成事業に伴う財政的支援
 - ・町外からの新規入居者世帯（子育て世帯高校卒業まで）の家賃の一部を助成

■地域住民参画・協働の取組

- 地域ぐるみで学習する機会や環境づくりに努める
- 健やかに暮らせる地域環境をつくる

【施策】 ②子ども医療費助成事業

〈施策方針〉

子どもに係る医療費を助成することにより、保健の向上とすこやかな育成に寄与し、福祉の増進を図る。

【内容】

- 小学生、中学生に対し、保険診療内自己負担分の医療費を助成

■地域住民参画・協働の取組

- 家庭・地域での健康づくりに取組む

【施策】 ③高校生就学支援事業

〈施策方針〉

県立栗野工業高校の廃止により、近隣の高校へ通学又は寮生活等を余儀なくされている生徒へ、通学補助及び寮生活費等に対する支援を行う。

【内容】

- 高校生に対し、就学支援金として、財政的支援
 - ①汽車・バス通学 定期の2月分
 - ②寮生・下宿 寮費等の2月分
 - ③バイク通学 通学距離により2月分のガソリン代を設定（上限：年3万円）

【施策】 ④特定不妊治療支援事業（新規）

〈施策方針〉

不妊治療を受ける夫婦に対し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策に努める。

【内容】

●不妊治療に対する財政的支援

①特定不妊治療費助成金

◆重点項目 2

出会いの場の創出

若い世代の、結婚に対する希望の実現を図るため、出会いの場を創設することは、人口減少問題対策や地方創生を推進する上で必要な取組である。近隣市町と連携を図り、婚活イベントなどの取組を目指す。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I （R 7）
婚活イベント参加者数	（R1 までの参加者数） 174 人	200 人
婚活イベント回数	（R1 までの回数） 1 回/年	2 回/年

【施策】 ①婚活交流の推進

〈施策方針〉

若い世代に対し、出会いの場の提供など婚活イベントの取り組みを支援する。また、民間団体等が行う相談会、イベント等も支援する。

【内容】

●婚活列車などイベントの開催

●民間団体等が行うイベント等の支援

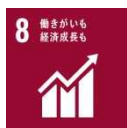
■地域住民参画・協働の取組地

○イベント場所の提供に努める

○参加しやすい環境づくりに努める

基本目標Ⅳ．支えあい健やかに、安心して暮らせる地域をつくる

〈関連する SDGs〉



■基本方針

本町の人口減少，高齢化の進行速度は早く，老年人口も約4割を占めている状況である。また，共働き家庭が増加し，近隣（近所）付き合いが軽薄化傾向にあるため，独居老人等の見守り活動も含め「向こう三軒両隣」の取組を推進している。地域住民の健康維持と医療費の抑制や予防活動を推進し，自らが積極的に健康づくりを行えるよう，地域交流，地域支え合いの拠点化を図る。住民が健やかに，安心して暮らせるように，住民一人ひとりが健康で生きがいをもち，住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう地域全体で支える体制づくりを支援する。

■数値目標

数値目標	基準値	目標値
健康講座への参加	(R1 の参加数) 80 人	個別保健指導 100 人/年
介護予防教室への参加	(R1 までの参加数平均) 450 人/年	450 人/年

◆重点項目 1

高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた場所で住み続け，また支援や介護が必要な状態になっても，安心して日常生活を送ることができるよう，高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進する。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I (R 7)
高齢者わくわくサービス利用件数	(R1 の利用件数) 420 件	500 件/年
介護人材育成事業による資格取得者数	(R1 のまで取得者数) 12 人	15 人
介護の新規認定者の抑制	(R1 の認定者数) 150 人	130 人/年

【施策】 ①高齢者生活支援事業

〈施策方針〉

湧水町社会福祉協議会のわくわくサービス事業により高齢者等が地域において自立した生活ができるように支援する。

【内容】

- わくわくサービス事業の利用料の半額補助
- 社会福祉協議会が実施するわくわく協力員等の費用を助成

■地域住民参画・協働の取組

- 地域の福祉活動に積極的に参加する

【施策】 ②介護人材育成事業

〈施策方針〉

地域での在宅医療、在宅福祉、在宅介護における人材不足の解消につなげるため、介護資格者の人材確保に努める。

【内容】

- 介護福祉士資格取得、介護職員初任者研修受講に係る費用の助成
- 介護施設への雇用の斡旋を推進

■地域住民参画・協働の取組

- 資格取得のための講習会等に積極的に参加する

【施策】 ③健康増進、介護予防地域支援員巡回・福祉拠点化事業

〈施策方針〉

地域を巡回し、地区公民館等で健康教室、介護予防教室等を開催し、地域交流、地域支え合いの拠点化を図り、地域住民が積極的に参加できるよう支援する。

【内容】

- 保健師、看護師により健康教室、介護予防教室の実施
- 地域の医療疾病、医療費などを説明する人材確保
- 施設等利用者の安全と参加しやすい環境整備のため、手すり等の設置

■地域住民参画・協働の取組

- 地域内での声かけ・見守りなど積極的に行う。

【施策】 ④買い物支援事業
〈施策方針〉 交通の手段がなく、日常の買い物に困っている高齢者・障害者及び妊婦等に対する買い物支援サービスを実施する民間事業者の移動販売事業・宅配事業・生活の利便性の向上や福祉の向上に関する事業（新たな起業を含む）等を支援する。 【内容】 ●既存商店主などが取り組む移動販売事業の支援 ●高齢者等への宅配事業の支援
■地域住民参画・協働の取組
○地元商店での購買に努める ○地域内での声かけ・見守りなど積極的に行う

◆重点項目 2

高齢者の社会参加の推進

高齢者が地域で孤立することなく、これまでの経験・技能及び資格を社会で活かすために、老人クラブや生涯学習，サークル活動，シルバー人材センター等の就業の場やボランティア活動等の社会参加を支援する。また，高齢者の生きがいをづくり，仲間づくりの場の充実を推進する。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I (R 7)
社会福祉協議会ボランティア会員数	(R1 の会員数) 180 人	220 人
世代間交流サロン参加人数	(R1 の参加数) 82 人/年	150 人/年
シルバー人材センター会員数	(R1 の会員数) 139 人	150 人
老人クラブ会員数	(R1 の会員数) 1,153 人	1,393 人

【施策】 ①高齢者ボランティア事業
〈施策方針〉 ゴミ出しや買い物など支援の必要な高齢者等に対し，元気な高齢者による生活支援を行うことにより，向こう三軒両隣運動を実践する取組みを推進する。 【内容】 ●高齢者による生活支援，買い物支援，介護支援など
■地域住民参画・協働の取組
○高齢者が地域での交流活動に参加しやすい環境づくり ○自ら健康管理に努め，地域活動に積極的に参加するとともに、趣味や就労への意欲を維持続ける

【施策】 ②高齢者と子どもふれあい事業

〈施策方針〉

高齢者が地域社会の中で自身の経験と知識を子ども会等，既存団体との交流により，次世代へ知恵・文化・伝統の継承と自身の生きがい対策を支援する。

【内容】

- 高齢者と子ども会等による交流の支援

■地域住民参画・協働の取組

- 自分の知恵と経験を生かしながら，地域ぐるみで子ども会との交流を図り，子育てを支える

【施策】 ③高齢者サロン支援事業

〈施策方針〉

家の中に閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくり，仲間づくりのため，高齢者サロンの充実を図り，各自治会等において，住民団体やボランティア等との連携を図り，高齢者等が参加しやすい環境整備を支援する。

【内容】

- 高齢者サロンの充実のため講師派遣等の財政的支援
- 高齢者の健康づくりの推進

■地域住民参画・協働の取組

- 地域内での声かけ・見守りなど積極的に行う
- 場所の提供

◆重点項目 3

健康づくりの活動支援

町民一人ひとりが主体的に生活習慣を改善し，健康づくりに取り組むことが重要で，社会全体で健康づくりを支援していく必要があります。家族や友人，地域社会全体に健康づくりの輪を広げるために，健康教室、健康相談等を利用し，健康づくりへの参加を促す。

【基本目標】

数値目標	基準値	K P I (R 7)
参加者数の増	(R1 の参加者数) 80 人/年	500 人

【施策】 ①生活習慣病の発症と重症化予防事業（新規）
〈施策方針〉 生活習慣病の発症と重症化予防として、各種健（検）診を受診しやすい環境づくりや受診勧奨等により、受診率向上を目指す。また、関連機関や各種団体との連携を強化し、生活習慣病の知識の普及啓発や、保健指導・健康教育の充実を図る。 【内容】 ●特定健診の実施 ●糖尿病重症化予防保健指導 ●特定保健指導 ●CKD（慢性腎臓病）予防ネットワーク事業
■地域住民参画・協働の取組
○自らの健康問題を認識し、健康づくりに取り組む

【施策】 ②健康づくりのための運動の習慣化（新規）
〈施策方針〉 一人ひとりが、自発的・日常的に運動を実践できるよう家庭・学校・職域・地域・行政が連携して、楽しく運動する機会づくりと環境づくりに取り組む。また、日常的な運動を含む健全な生活習慣が、ロコモティブシンドローム（*1）の予防と改善につながることの周知を図る。 【内容】 ●健康運動士による健康教室（トレーニングルーム施設等利用） （*1）ロコモティブシンドローム：身体を動かすために関わる組織や器官である骨・筋肉・関節・靱帯・神経の障害のために移動機能の低下をきたした状態のことを言い、和名は「運動器症候群」と言われます。
■地域住民参画・協働の取組
○地域・企業等で取り組む ○自分に合った運動の習慣化

參考資料編



持続可能な開発のための2030アジェンダ

SDGsは、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」**持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現のため、2030年までを期限とする **17の国際目標**。その特徴は、以下の5つ。



普遍性 先進国を含め、**全ての国が行動**する

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し、「**誰一人取り残さない**」

参画型 **全てのステークホルダー**（政府、企業、NGO、有識者等）が役割を

統合性 社会・経済・環境は不可分であり、**統合的に取り組む**

透明性 モニタリング指標を定め、**定期的にフォローアップ**

前身：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）

- 2001年に国連で策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
 (①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)
 ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 ○ 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
(リオ+20)

人権

平和

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要



ロゴ：国連広報センター作成

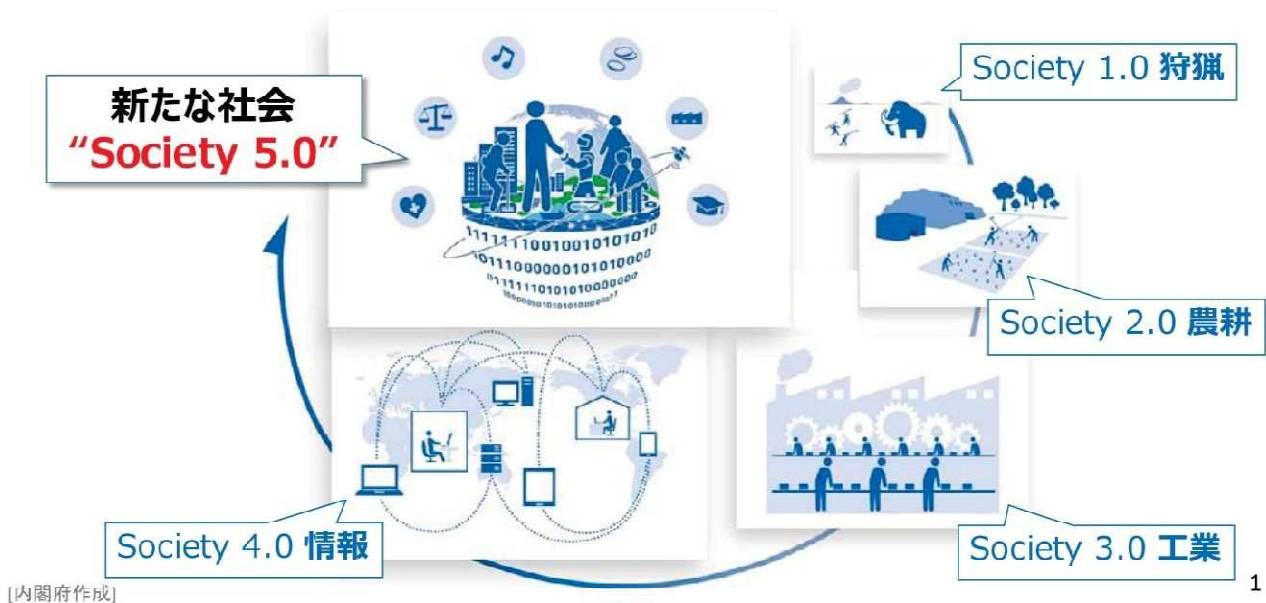
【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

3

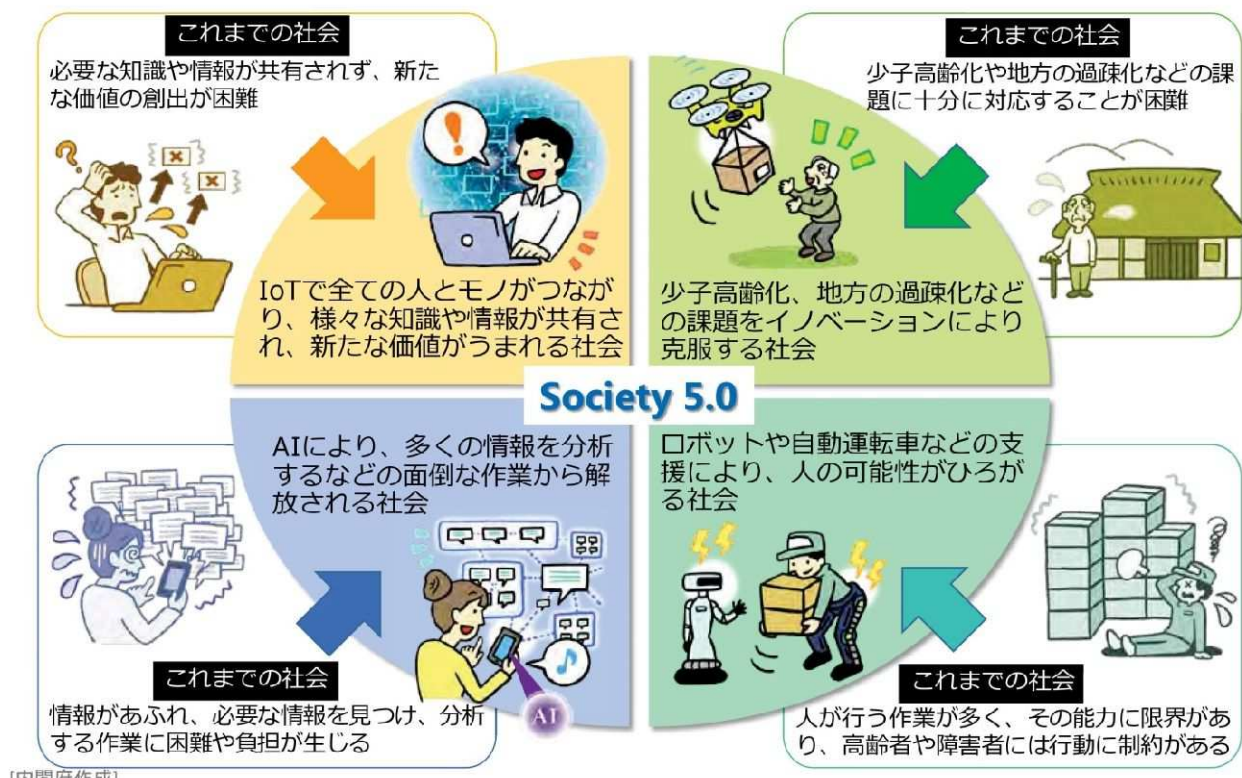
Society 5.0とは

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、
経済発展と社会的課題の解決を両立する、
人間中心の**社会（Society）**



1

Society 5.0で実現する社会



2